

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 日本政府
援助本土米供与(産業開発資金)(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43578

对米交河

(別添)

極 秘
無 期 限
部 内 号

経済局
大洋州課長 〆
専門機関課長 〆
政策課長 〆
経済協力課長 〆
国際貿易課長 〆
総務参事官 〆
国際機関第一課長 〆
北米才二課長 〆
参事官 〆
アメリカ局長 〆
参事官 〆
北米才一課長 〆

1971 歴年における本土米の対沖
縄 供与計画 (対米申し入れ要領)

昭 45. 7. 17
米 比 一

1. 本件につき、沖縄・北方対策片事務局
と別添資料に基づき協議してきたと
ころ、下記2の要領にて、対米申し入れを
すると致したい。

なお、本件申し入れは、大河原参事官より
エドモンド在京米大使館公使に対し申し入れるこ
ととすると共に、在米当方大使館にも
通報の上、時宜に応じ側面的に促進

米大、沖縄、豪

せしめることとしたい。
2. 申し入れ内容
(1) 日本政府は、1971 歴年において琉球政
府に対し精米ベース 65,000 トン (玄米ベース
72,000 トン) の本土米を供与する。
(2) 右本土米は、(イ) 本土の港渡し、(ロ) トン
当り玄米ベース 170 米ドル (平均) で琉球
政府に売渡される。(従って、これにより
琉球政府の積立てうる資金量は、
12,240,000 ドルになる。)
3. 日本側計画の背景
(1) 本土復帰を摩擦なく行ない、復帰後
の産業開発の基礎をきずくため、1971.
72 両会計年度において、次の分野の

振興用途を固める必要がある。(なお、本土
未供与は、70年度より取り進められている

が、70年度 1-6月に琉球政府に供与
した未穀の販売により積立てられた資金

は、1971年度資金に採り込むこととしている。

(i) 農業の生産基盤にわたるものとして、

土地改良資金、農地取得資金、畜産振
興資金
築資金

(ii) 糖業合理化資金

(iii) パイン産業合理化資金

(iv) 水産業合理化資金として、まぐろ漁業
合理化資金、まぐろ漁船設備近代化

資金、くり船漁業者の漁船建造

(2) 上記(i)に必要とされる総合計費

を

22,610,000米ドル(71,72両会計年度)

(3) 72年における復帰の期日は、外交交渉

により決定すべき問題であるが、72年
内の早い時期に復帰が実現されること

を勘案し、また復帰と同時に本件計画
に基づく資金援助は停止されることにも

かんがみ、前記(i)の諸計画のかなりの
部分が、71年度中に実現されていること

が、沖縄の産業水準を出来るだけ本土
の水準まで引きあげておく上に不可欠

と認められる。

よって、日本政府としては、全体の未供与

計画を次の通りとしたく、右に従い、71
年度中に精米ベース65,000トン(玄米ベース

72.000 トン) を供与することとした。

(i) 1971年度 積立金運用額

70 歴年売渡し量 (1~12月)

33.000 トン (去来)

71 歴年売渡し量 (1~6月)

33.000 トン (去来)

計
 $66,000 \times 170$
 $= 11,220,000 \text{ F}$

(ii) 1972年度 積立金運用額

71 歴年度売渡し量 (7~12月)

39.000 トン (去来)

72 歴年売渡し量 (1~6月)

28.000 トン (去来)

計
 $67,000 \times 170$
 $= 11,390,000 \text{ F}$

計 133.000 トン (去来)

22,610,000 F

別添： 総理府神農
北不妊家産資料
45.2.9
振興課

琉球政府に対する米穀の売渡しに関する資料 (対外労省資料)

1 年別売渡し計画

1970年	30,000ト (精米ベース)
1971年	65,000ト (")
1972年	25,000ト (") 但し復旧母米とは無関係)
計	120,000ト

2 琉球政府による運用計画 (年次別、資金量別) 玄米ベース

- (1) 1970年次は 17,500トの売渡しを受けたが、その資金は71年次において運用することとした。
- (2) 玄米1ト当たりの売渡し価格は、売渡し米穀の年産別による米価の差を沖繩における流通経費、消費者価格、課徴金等により変動するが、1970年における売渡し実績等を勘案し1ト当り170トルとして計算すると次のとおりとなる。

ア 1971年度 積立金運用額

70年度先渡し量 (1~12月) 33,000千円(支) } 計 66,000千円 × 170% = 11,220,000千円
 71 " " (1~6月) 33,000千円(支)

イ 1972年度 積立金運用額

71年度先渡し量 (7~12月) 39,000千円(支) } 計 67,000千円 × 170% = 11,390,000千円
 72 " " (1~6月) 28,000千円(支)

計 133,000千円(支) 22,610,000千円

3 資金別貸付計画

年度区分 資金の種類	総額 千円	1971年度		1972年度	
		金額 千円	積算内訳等	金額 千円	積算内訳等
農業の生産基盤等					
(1) 土地改良資金	3,544,800	2,000,000	畑地かんがい圃場整備(2年計画)	1,544,800	前年度事業の継続
		748,000	ア 城辺町友利 180 ha	426,000	
		665,000	イ 赤満町喜屋武 150 ha	482,000	
		587,000	ウ 伊沢村西野 200 ha	636,800	
			計 430 ha		

総 理 府

年度区分 資金の種類	総額 円	1971年度		1972年度	
		金額 円	積算内容等	金額 円	積算内容等
(2) 農地取得資金	1,360,000	760,000	小作人の自営農家の転換 を促進 (及び300haとして約253ha)	600,000	左同 (及び300haとして約200ha)
(3) 畜産振興資金	2,592,935	125,500	ア 牧野施設 (融資率80%)	93,593	ア 左同
		329,500	イ 草地改良 () 945ha	59,760	イ 左同 166ha
		76,426	ウ 養豚用地 (1ヶ所)	1,500,000	ウ 食肉セツ一設置
		265,304	エ 養鶏用地 {採卵鶏 2ヶ所 ブロイ 2ヶ所}	152,862	エ 養豚用地 (2ヶ所)
2. 酪業合理化資金	9,002,605	3,963,150	ア 合併計画 定古郡島の3社と1社との イ 設備資金有替 3,429,190 (設備資金7%以上の85%融資) ウ 資本金有替 171,050 (正味資本の30%) エ 退職金所得資金 392,910	5,044,455	ア 合併計画 本島内の4社と1社との イ 左同 3,006,255 ウ 左同 1,273,510 エ 左同 269,690

総 理 府

年度区分 資金の種類	総額 円	1971 年度		1972 年度	
		金額 円	積算内訳等	金額 円	積算内訳等
3 パイン産業合理化資金	3,052,036	1,988,897	ア 合併既合計画 21社 23工場のうち11社 8工場 を廃止し、10社 15工場とする。 イ 施設買取資金 1,380,046 ロ 設備資金の借り換え 328,351 ハ 近代化設備資金 280,500 ニ ス施設 243,500 ヒ カ設備 - コ 鋼料化設備 32,000	1,063,139	ア 合併既合計画 10社 15工場のうち5社 2工場を 廃止し、5社 13工場とする。 イ 左同 668,227 ロ 左同 187,062 ハ 左同 207,850 ニ 左同 121,750 ヒ 左同 99,100 コ 左同 32,000
4 水産業合理化資金	3,097,624	1,666,223	○ 合併計画 36企業体 69隻のちろく漁業企業体 を13の企業体に合併す。 ① 18社を合併して6社とする。 (7%以上の借入金20%の借り換え) ② 5隻にわたる冷凍機換装(20%融資) ③ 船渠兼倉庫と船渠を建設する等 (5t x 300t x 3隻)	1,381,401	○ 12社を合併して7社とする。 (左同) 左同 左同 (5t x 300t x 3隻)
(1) ちろく漁業合理化資金	2,578,814	1,429,603		1,199,211	
(2) ちろく漁船設備近代化資金	381,500	190,750		190,750	
(3) ちろく漁船兼倉庫の建設	252,310	45,870		41,440	
合 計	22,610,000	11,220,000		11,390,000	

総 理 府

4 資金の種類の概要説明

(1) 土地改良

ア 伊弉村西部

本地区は、さんご石灰岩を母岩とした洪積地帯で、全般的に起伏がゆるやかで、土壌はさんご石灰岩が風化滞積して生成された保水力の乏しい土壌である。

事業としては滑走路から流出してくる雨水を滑走路南端の凹地に貯え、畑地かんがい施設を行ない人工的に水利による生育条件をコントロールし、旱魃年における被害を防止するとともに

に農道を整備し、区画を整理し、換地も行なうことにより、大型農業機械を導入し、収量増大を図る。
(施行後の1haあたり純益増 410t/ha — 甘蔗)

イ 城辺町友利

本地区は、標高40~100mの緩傾斜をなしており、局部的には傾斜の急なところもあるが、全体的に南北に傾斜している。土壌は隆起さんご石灰岩を母岩とした発達した赤褐色ラテライト性土壌で保水力の乏しい常習干ばつ地帯である。

事業としては天川水渠(湧水量 $5 \frac{m^3}{mm}$)の地区内高所の配水槽に揚水し、そこで加圧し、大型散水器により畑地かんがいを中心とした圃場整備事業を行なう。
(施行後の1haあたり純益増 450t/ha — 甘蔗)

ウ 糸満町喜屋武

本地区は洪積地帯で比較的手掘りであるが、河川がなく集中豪雨時を除いては地表水がみられない。

土壌は隆起 礫石土壌の非固結水成岩を母岩として発達した赤褐色ラテライト性土壌で保水力に乏しい。かんがい施設がなされたため、地下水が豊富であるが、湧水が海に放流している。そのためとしては貯水池、揚水施設、送水管等を設けてかんがいをせよ。土地の基盤を整備する。
 (施行後の 1ha 当りの純益 998 円 — 甘藷、人参、葉煙草)

② 農地取得資金

沖縄の全受規模別農家戸数は下表のとおりで、平均 0.7ha であり、養蚕振興と土地基盤整備を図るとともに農家の全受規模を拡大する必要がある。

受規模別 世帯	5~10ha	10~30ha	30~50	50~70	70~100	100~以上	計	備 考
戸 数	6,567	19,505	13,205	9,023	8,683	19,072	71,555	(1964 農2) 耕地面積 50.6% = 0.7ha 農家戸数 71,555
%	9.2	27.3	19.2	12.6	12.1	19.6	100.0	

③ 畜産振興資金

ウ 牧野施設整備の草地改良 (41,289)
 全琉に分布する牧野面積は 4,389ha (1970年1月現在) で、4,206 頭の肉用牛が放牧されているが、牧野施設(基本施設か利用施設)の整備が遅れているため、良質の粗飼料不足し、飼育頭数も少く、牧場の生産性が低い。
 そのため、柵、築浴施設、給水施設等の牧場施設を整備し、一方自然草から適地牧草(南方系のネヒョウグラス等)を草地と改良する必要がある。

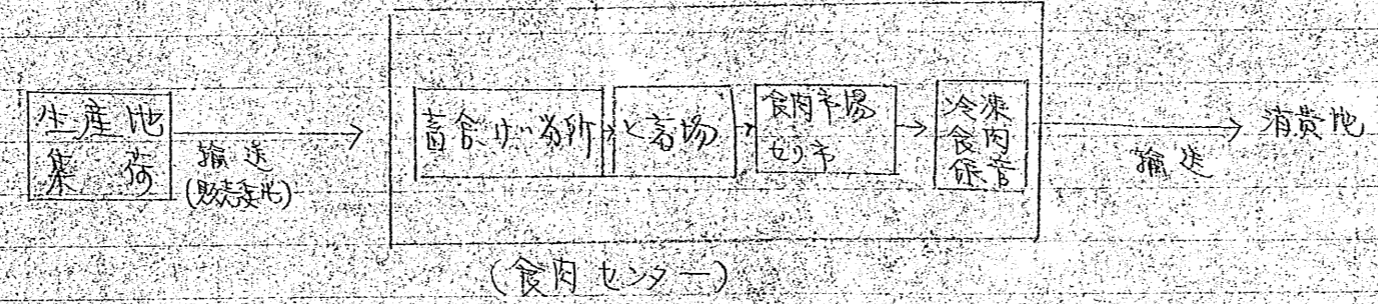
イ 食肉セクター

沖縄における肉畜の取引は、家畜商又は養蚕者か、肉畜生産農家の優先にあって相対取引で行なわれ、

と畜業者(家畜商と兼務している場合が多い)において集荷された肉畜は、と畜場備内にある繋留所(概1~2日)に繋留された後同一と畜業者によってと畜解体され、更に解体された枝肉は精肉として同一のと畜業者からその家族によって市販されている。要するに食肉の流通は主としてと畜業者によって肉畜の集荷とと畜解体、精肉販売まで実施されている。

このよき近代的な流通機構を改革するため、「食肉の流通の合理化と肉畜の価格安定を目的とし、家畜から食肉の委託を受け、と畜解体、食肉の販売、冷蔵・冷凍・保冷輸送を一体的に、食肉センター(公社方式を予定)を設置することとする。

このセンターによる取引方法を図示すると次のとおり。



- 備考
1. 1日当りのと畜能力 豚 500~700頭、肉牛 40頭
 2. 所要資金 1,500万円 (敷地 5000坪 250万円, 建物 1200坪 550万円, 設備機械 700万円)
 3. 設置場所 本島南部 (予定)

(4) 養豚団地

沖縄における養豚飼育形態は1~9頭飼育が全体の90.9%、10~19頭飼育が5.6%、20~49頭飼育が2.3%、50頭以上が1.2%とあり、零細飼育が主体となっている。

一方大部分の養豚農家は、農家の敷地内での4~5頭飼育が多く、非衛生的であり、水処理の面から公害問題が発生している。

これを解決するため、特定の地域に養豚団地をつくり、共同組織による施設、設備を充実し、労力、諸経費の節約を図ることとする。

団地はあおむね1集団40戸の農家とし、1農家当り100頭計4,000頭の飼養規模を目標とする。

(5) 養鶏団地

近年、マレック病、ニューカッスル病、その他の鶏病等による育成率の低下が目立ち、養鶏全量と雛の健全育成を図る必要があるので、健全な採卵補充鶏の安定供給を図るための養鶏組合による育雛団地（参加農家60戸、

月産5,000雛）の建設、かつブロイラー生産の合理化を図るため、飼養技術の改善、生産コストの低減を目的とした農業生産法人（6人の農家の参加）によるブロイラーモデル生産団地（団地月産本羽12,000羽、敷地

6,000坪）を建設するものである。

(6) 養業合理化資金（作成済資料を添く。）

企業合併等合理化の対象となる企業の主要指標

ア 設備資金の借入金残高 16,295,980 トル
 (うち金利7%以上の借入金 8,828,280 トル)
 イ 資本金の総額 4,715,291 トル
 ウ 従業員数 888名 (退職所要資金 1,102,600 トル)

(7) パインアップル産業合理化資金 (作成済資料の分を除く)
 6% 年利の製造設備 3/3 lease あり 2,760 万円 合併後の予想設備 6,969 万円

(8) 水産業合理化資金 (作成済資料の分を除く)
 ア 水産漁業者の市街銀行借入金 3,684,020 トル
 イ 漁船漁艇のあり 250 隻

5. 1971 年における米穀帯給計画

(単位 精米 ト)

区 分	1971 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
前月の繰越量	16,412	12,829	9,335	12,287	11,058	17,820	16,591	16,637	16,662	16,698	16,733	16,269	
米上産米の輸入	2,500	2,500	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	65,000
外国産米の輸入			4,000		8,000								12,000
島産米の供給	1,190	1,190	180				1,269	1,269	1,269	1,269	1,269	1,269	10,199
翌月への繰越量	12,829	9,335	12,287	11,058	17,820	16,591	16,637	16,662	16,698	16,733	16,769	16,804	
月間供給量	2,228	2,229	2,228	2,229	2,228	2,229	2,228	2,229	2,228	2,229	2,228	2,229	86,292

6. 米穀帯給状況の推移

年	外国産米穀		沖縄産	全消費量	1人当り年間消費量 kg	人口
	輸入	販売				
1965	88,914	93,320	2,290	100,660	107.8	939,000
1966	82,647	83,064	8,109	91,168	96.2	948,000
1967	90,905	88,193	8,041	96,187	100.2	960,000
1968	22,182	22,932	9,565	82,502	89.9	922,000
1969	24,243	25,401	9,623	85,074	87.1	972,000

総 理 府

7 外国産木穀回別輸入実績

(単位 精米ト)

国別	年	1967	1968	1969
オーストラリア		23,815 21,561	21,096	13,545
アメリカ		18,923 18,723	54,297	55,852
タイ		2,918 2,910	1,617	3,272
インド		4,528 6,398		
フランス		8,350 5,571		
アルゼンチン			172	
日本				2,024
その他		1,711		
計		* 90,405 85,176	77,182	71,793

備考 精米換算率は

{ 本土産 90.69% }
 { 外国産 87.0% } 89.0%
 { 沖縄産 88.5% }

* 左記の輸入実績 90,405トとの実 5,291ト
 については 以下調査中

8 1971.7年において米穀売渡しお量と増量する理由

(1) 琉球政府に対する米穀の売渡しの目的は、また、一般会計負担による援助、財政投融资計画による資金貸付けに次ぐ第3の援助手段としての資金の供給である。

琉球政府の財政は、その旺盛な行政需要に対応する一方、米回国政府援助の削減に伴い、慢性的な資金不足と累積収支の赤字に悩まされており、更に本土復帰にそなえて、諸般の格差是正のための莫大な資金投下の必要にせまわれている。このように財政不足と資金需要の増加のギャップを充ち、有力な手段が米穀資金の増額にはかなうない。

(2) 糖業、パイン、アプル産業並みにおおきく漢業の合理化対策としての設備資金の有償り融資は、本来的に貸付けによる補助又は財政計画(6.5%金利)融資になじまない融資事業である。しかも本土復帰後は、この米穀資金の新規の造成は望めないわけでも、復帰前に有償り融資を終えなければならぬ。このためには、復帰の年である72.7年の米穀の売渡しは、莫大な量と期待するのは計画遂行上、危険かあつて、資金需要の大半を有償り資金が占めてゐることもあり、なるべく大半の米穀を売渡ししておく必要がある。

(3) 米穀は日本人にとって主食であり、食味の観美からも、食味の(9)を安定的に供給する必要がある。しかし沖縄の復帰した後は、本土の割増上、外國産米穀を輸入することは事実上あり得ない。従つて沖縄県民は、その日から以降、本土産米の供給を受けることになる。食味の急激な変動を避けるためにも、今から本土産米を県民に対し、供給が途切れることなく、安定的に(需要の増大)供給する必要がある。

洋産における米穀の輸入価格に就いて

45,215
俵当座

輸入価格実績 (精米トウリー C&F価格)

	1969年度	1970年度
本土米		195 ^円 23
加州米	202.59 ^円	202.59
豪州米	195.36	193.33

備考 精米価格の換算率は、本土米 90.69%、加州 豪州米は 89%

2 1971年度 エスト米価 (1970年6月 米穀審議会資料, 抄)

	本土産米穀	外国産米穀
① エスト米価	125 ^円 58	169 ^円 60
輸入至費用	6.20	4.99
精米費用	0.90	4.223
トウリー	3.00	3.00
副産物収入	△2.60	△5.23
玄米ベース	182.68	121.86
精米ベース	201.43	192.54
指定養蚕至費	31.52	35.46
一般管理費	23.45	23.35
売上利益	122	120
課徴金	6.85	10.91
流通至費	22.00	22.00
卸小	14.50	14.00
合計	260.00	260.00

総 理 府

洋産における米穀の輸入価格のコンテ

45.2.15
授受課

1. 輸入価格実績 (精米トマリ—C&F価格)

品名	1969年	1970年	71	72
本土米	202.59	195.23 (3A.4H)	71	72
加州米	195.36	202.59	71	72
豪州米	195.36	193.33	71	72

備考 精米価格の換算率は、本土米 90.69%、加州豪州米は 89%

2. 1971年米工又ト米価 (1970年6月米穀審判会資料より)

品名	1970年	1971年	差
原米	195.58	169.60	25.98
C&F価格	195.58	169.60	25.98
倉入至費用	6.25	4.99	1.26
精米費用	0.90	0.90	0.00
とう精上	3.00	3.00	0.00
副産物取	2.60	5.23	2.63

✓ 玄米	182.68	171.86
✓ 精米	201.43	197.54

項目	金額	金額
指定者経費	31.57	35.46
一般管理費	23.45	23.35
売上利益	1.22	1.50
保険経費	6.35	10.91
流通卸	22.00	22.00
倉	14.00	14.00
合計	13.00	13.00

総 理 260.00 260.00
B-4 X66R35=7-E-194 (100K509)

精米の価格

経済)のスピード
開発進捗は必ずしも日本側の
説明する程の資金を消化しきれないもの

と認められ、現状と^{3万トン}おりの供与量で
十分であると考えられる。日本側

の説明するGRIの資金運用計画は^{USCARと}
具体的につめたもの^{ではあるが、この印象をうける。}とは認められず、

協議の上決定するべきこととし、相承したところではGRI内部でも

(3) この点については、informallyに申し
あげる次第であるが、沖縄復帰を

控えての日本側の姿勢は未側をuneasy
にしており、本土未供与問題にしては、

復帰すれば沖縄に対しこの様な^{特別の}
援助をすることが出来るのに、何故

復帰前の現時点に^{大量供与計画に紐づけ}
この様な^{特別の}援助をしないのか
が理解に苦しんでいる。

(これは存する)

3. 先方は、以上のコメントの後、ともかく本件
通報をワシントンへ転達するも、ワシントンの

反応は極めてunhappyなものであると
推察すると述べたが、さらに、個人的提案

として、^暦71年供与額を現状より多くすると
の提案をpostponeしてもらうのが一番

よいと述べた。

4. これに対し、当方より、復帰後は沖縄

は^{14/20}早業並み^{本土の法律が適用されること}に
援助は^{法的に出来ない}復帰が原則
^{困難である} (2) 款、

的に合意された以上、PL480の如き
債務が沖縄政府に累積するのは、

日本政府としては認めがたく、この点は昨年の交渉
でも^{同様である} (3) 沖縄の本土との経済

時、^{くらべ}は、^利ている。

効果的に是正す 5

南米格差を単期間内に ~~是正する~~ ため
に、この種無利子長期の援助が必要である

(4) 資金運用計画 ^{GRIPA} について USCAR との ~~関係~~ ^{関係} は

単に机上のペーパーにすぎなく、かなり綿密かつ具体的に作られたものである等の説明を加え、米側コメントを反論した。

5. 先方はさらに資金運用計画にもら
れている一部は日政援助の対象プロ
ジェクトであるとの印象を ~~受ける~~ ^{受ける} が、若し
そうであれば、本件は ~~コ・コム~~ ^{同委員会} にて協議
すべき問題であると考え、旨述べたの
で、当方より、~~コ・コム~~ ^{同委員会} の援助計画は日本
政府の一般会計から支出される援助に
ついてであり、本件はあくまでも本土米の

6

供与であることを注目せられた旨述べ
反論した。

6. 先方より、~~何れにしても~~ 65,000トンの
供与は沖縄市場の2/3を占めるもので

あり、昨年のそれと比較すると極めて少
ない印象をうけるが、~~何れにしても~~ ^{いさ}

本国政府へとりつき反応あり次第御
連絡すべしと述べ辞去した。

秘密表示 (朱印)
極 秘
添 附 部 内 号

あて先別

付属校査渡し

郵 数 指 示	発信用	送務用	備 考
主 信	3	1	4
付	→		
原			

発送日 昭和45年8月3日
 処理日
 発信 17:17 校査

文書部長 (印) 公 信 案 分類

公 信 番 号 米北1合 2937 号 公 信 日 付 昭和 45 年 7 月 31 日

大 臣	主 管	起 案 昭 和 45 年 7 月 29 日
政 務 次 官	アメリカ局長	起 案 者 石 井 電 話 番 号 446
事 務 次 官	参 事 官	
外 務 審 議 官	北 米 一 課 長	
外 務 審 議 官		
官 房 長		

協 同 先 大 洋 州 課 長

受 領 者 在 豪 沖 縄

下 田 大 使	3-21	知 大 臣
青 藤	3-21	
高 瀬	3-21	

受 領 日 月 日

特 寄 対 沖 縄 本 土 米 供 与 計 画 (対 米 申 入 札)

GA-2 外 31 省 174 回 覧 番 号 1773

* 秘密標準 (赤色)

米北1合才2937号
昭和45年7月31日

外 務 大 臣

(件名) 対 沖 縄 本 土 米 供 与 計 画 (対 米 申 入 札)

引用公・電信 日付・番号 往 電 米 北 1 合 才 3536 号

1971 歴 年 に お け る 対 沖 縄 本 土 米 供 与 計 画 に つ い て の 下 記 資 料 を 別 添 の 通 り 参 考 まで に 送 付 す る。 (資 料 5)

記

1. 対 米 申 入 札 要 領 (7 月 17 日 付)

※ 付属添付 付属空便 (行) 付属空便 (DP) 付属船便 (貨) 付属船便 (郵)

GA-2-1 外 務 省

(※印は文書課記入)

2

2. 対米申入れ (7#27日付)

本信送付先 米, 豪, 沖繩復帰準備委員会 日本国政府代表

GA-4

外務省

(回覧番号) 175 外務省電信案 (分類)

機密 (極秘・機密)	符号表示	総第 28 142-2 号
極秘	暗 略 平	昭和 年 月 日 時 分 見
無期限	第 3536 号	45 7 28 20 48
部の内号	大至急 (至急) 普通 · LTF	発電係 5

(※印欄内は電信録記入)

大臣	主管	主管局部課 (室) 名
政務次官	アメリカ局長	米北一
事務次官	参事官	起案 昭和 45 年 7 月 28 日
外務審議官	北米才一課長	起案者 佐藤 445
外務審議官		電話番号
官房長		

協議先	総務参事官
	国際機関第一課長
	政策課長
	北米才二課長
	専門機関課長
	大洋州課長

在 米 大使館	臨時代理大使	あて 彦知 大臣 発
沖繩 高瀬 総領事	代理	
電 報 在	大使 臨時代理大使	あて
	総領事 代理	

件名 本土米の対沖繩供与 (対米申入れ)

1. 27日アメリカ局大河原参事官は在米大使館
 エドモントンの来訪を求め、日本政府は71暦
 年において本米 65,000 トン (精米ベース。玄米
 ベースでは72,000 トン) と本土港液 2 トンと 170
 米ドルで供与したいと求めているので、右を通報する

(昭和四二・七二改正)

GB-1

自を述べた。
 (2) 先方は (1) 米政府は日米政府の対沖競争援助
 を多とする。米側として PL480 による援助もあ
 る。
 (3) 本日まで維持された市場は混同して行く
 こと歓迎する。 (4) GR1 の事情周旋
 計画のテンポは ~~本件後~~ 計画により ~~調整~~
 する資金を減らして消化し、早く ~~調整~~
 される。 (5) 復帰が実現すれば日米政府は自由に
 特別の措置を講ずるべきである。 ~~本件~~
 政府の提案は ~~本件~~ 受諾するに足るべきと
 判断した。
 (3) 先方より、GR2 は外国産米の輸入の妨げを
 本米に押しつけたことと承知しているが、日米政府との
 交渉は従来からの市場のパターン ~~に基づき~~
 本件提案を17回次第であり、71年度におい

17年度、本米の増産は70年度より更に増える見込みである。71年度は70年度より更に増える見込みである。71年度は70年度より更に増える見込みである。

65,000トンの供与が確保されること ~~が~~ ~~土と押譲と~~
 由の事情周旋格差を効果的に是正し得る方
 策である。先方の前記コメントを
 反論した。
 (4) 先方は、本件日米側孝之と直ちに日米政府に
 転達するが、ワシントン方面は極めて unhappy
 状態であると推察する。 ~~本件~~ ~~孝之~~ ~~と~~ ~~直~~ ~~に~~ ~~日~~ ~~米~~ ~~政~~ ~~府~~ ~~に~~
 して本米政府の反応あり次第に御連絡する
 とした。 ~~本件~~ ~~孝之~~ ~~と~~ ~~直~~ ~~に~~ ~~日~~ ~~米~~ ~~政~~ ~~府~~ ~~に~~
 2. 本件 ~~孝之~~ は、昨年の交渉経緯に鑑みて
 米側は相当の難色を示し越すものと予測され
 るが、日米側として沖競争における農業 ~~産業~~
 漁業の周旋促進のため資金確保 ~~の~~
 要であるので、71年度 ~~の~~ ~~交渉~~ ~~を~~ ~~前~~
 記量の供与を実現したいと承知する。以上

4

子マコト、本組、~~停録~~、~~7月29日~~、~~貴大使~~
 におかれ、本件全場、~~一面的~~、~~に便達~~
 4月21日
 → 有之
 本電に付、米、沖籠

GB-3

外務省

(回覧番号) 2050 外務省電信案 (分類)

機密表示 (印)	符号表示	総第 31 138 号
極秘 無期限	略平	昭和 年 月 日 時 分 秒
部の内 号	第 1587 号	45.8.31 20.25
大至急・至急・普通・LTF		発電係 14

大目 政務次官 事務次官 法務次官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北一 起案 昭和 45 年 8 月 29 日 起案者 電話番号 佐藤 445
--	-------------------------------	---

協賛先
 国際貿易課長 (至海府) 総務参事官 (不可) 北米第一課長
 9/9 2200- 国際核燃料第一課長 關博音 専門機関課長
 2/2 (442 3536) 海防 政策課長

在米 大使 臨時代理大使
 総領事 代理 愛知 大臣 発
 在沖籠 大使 臨時代理大使
 報 総領事 代理 高瀬

件名
 本土米の沖籠供与(米政府回答)
 往電 3536 号に付、
 1. 28日 在米大使館 球外公使 河原 大
 河原 参事官 来訪 本件 日 政府 申込 中
 対 33 米側 回答 次々 5/1 通報 趣 意
 (1) 自 本 国 政府 回答 何 以 better fashion

漢

14

119

字 済

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

消化能力にはなほ疑問の余地があり、~~場合によっては~~
~~計画~~ ~~も~~ ~~国務省~~ ~~も~~ 政府 ~~も~~ ~~合~~ ~~意~~ 計画 ~~を~~ ~~以~~ ~~て~~ ~~種~~ ~~々~~ ~~の~~ ~~ア~~ ~~ド~~ ~~シ~~ ~~ト~~ ~~に~~ ~~対~~ ~~し~~
 92-~~を~~ ~~以~~ ~~て~~ ~~必~~ ~~要~~ ~~と~~ ~~あり~~ ~~得~~ ~~べ~~ ~~し~~、~~特~~ ~~に~~ ~~92~~ ~~年~~ ~~に~~ ~~入~~ ~~り~~
 供与量が大幅に減少している現在の計画に
~~お~~ ~~き~~ ~~加~~ ~~え~~、~~92~~ ~~年~~ ~~に~~ ~~供~~ ~~与~~ ~~量~~ ~~を~~ ~~減~~ ~~ら~~ ~~せ~~ ~~る~~
~~べ~~ ~~き~~ ~~に~~ ~~付~~ ~~き~~、~~92~~ ~~年~~ ~~に~~ ~~供~~ ~~与~~ ~~量~~ ~~を~~ ~~減~~ ~~ら~~ ~~せ~~ ~~る~~
~~べ~~ ~~き~~ ~~に~~ ~~付~~ ~~き~~、~~92~~ ~~年~~ ~~に~~ ~~供~~ ~~与~~ ~~量~~ ~~を~~ ~~減~~ ~~ら~~ ~~せ~~ ~~る~~
 最もうちに減少は米側も満足するといふこと
 と同うたこと、~~先~~ ~~は~~ ~~94~~ ~~年~~ ~~は~~ ~~興~~ ~~味~~ ~~ある~~ ~~オ~~ ~~サ~~ ~~バ~~ ~~ー~~ ~~シ~~ ~~ョ~~
 であるならば、余計なことを言つてはならない
 を示した。
 大河原事務官の言はるに、65,000トンという数量は
 山本大臣の要望を理之、総務省事務当局が控之目
 的數量として提案しているものであり、昨年並みとい
 う米側提案は問題にすべき旨を強調し、~~特~~ ~~に~~ ~~時~~ ~~間~~
 年次で示すに当たっては、~~概~~ ~~論~~ ~~的~~ ~~に~~ ~~代~~ ~~案~~ ~~は~~ ~~提~~ ~~示~~ ~~す~~ ~~べ~~ ~~き~~
 (先方)

ず、~~より~~ ~~も~~ ~~な~~ ~~が~~ ~~は~~ ~~米~~ ~~側~~ ~~提~~ ~~案~~ ~~を~~ ~~論~~ ~~理~~ ~~に~~ ~~に~~ ~~つ~~ ~~き~~ ~~て~~
 に合致するにすぎない。
 日本側といふは、~~米~~ ~~側~~ ~~と~~ ~~同~~ ~~じ~~ ~~の~~ ~~計~~ ~~画~~ ~~に~~ ~~同~~ ~~じ~~ ~~の~~ ~~算~~ ~~入~~ ~~措~~ ~~置~~
 の時期もせまてあり、~~緊~~ ~~急~~ ~~に~~ ~~米~~ ~~側~~ ~~と~~ ~~再~~ ~~度~~ ~~交~~ ~~渉~~ ~~す~~ ~~べ~~ ~~き~~
~~こと~~ ~~に~~ ~~関~~ ~~し~~ ~~て~~、~~貴~~ ~~国~~ ~~政~~ ~~府~~ ~~と~~ ~~国~~ ~~務~~ ~~省~~ ~~等~~ ~~同~~ ~~様~~ ~~の~~ ~~係~~ ~~員~~
 当局に対し、日本側立場を説明し(往信米北)
 2937号参照)、本件実現につき側面的に促しを
 する。
 沖繩の輸送に
 (17)

極秘
無期限
部の内
号

アメリカ局長

参事官
米北2長
北米カ

対沖絶本土米供与計画に付

9/14
45.9.14
米北1

9月14日 大河原アメリカ局参事官は在京米使館

イベント公使を当省に招致し、本54に付合談
せしめし要旨次々とあり。(当方加藤北米課

参事官、先方ダットン書記官同席)

1. 大河原参事官より、1971年に於いて本土米
65,000トン(精米ベース。以下同じ)、72暦年

に25,000トンという当初の提案に於いて新案
提案として、1971暦年55,000トン、1972

年35,000トンと供与する案を提示した。

2. ~~と云~~ イベント公使は、右は interesting
と云ふことあり

2/10 2/20 still very difficult to reach

GA-6

外務省

11/24 11/21 11/18
米北1の案のPR7118
米北1の案のPR7118
米北1の案のPR7118

米北1の案のPR7118
米北1の案のPR7118

米北1の案のPR7118
米北1の案のPR7118

と云ふことあり

1971年 30,000トン

1972年前半 20,000トン

(この日 delivery)

1972年後半 40,000トン

(この日 1972年前半より)

契約を締結することとする)

た案を提示した。

3. 大河原参事官より、上記米北1提案に付いては

米北1の案のPR7118

米北1の案のPR7118

(1) 沖絶口緊急に資金を必要とする事
(事実)

米北1(2) 沖絶の倉庫の42容能力には限界

米北1(3) 米北1の案のPR7118
(事実)

GA-6

外務省

(1) について、最近「農林漁業資金融通法」
 「農林漁業資金融通特別会計法」を
 琉球立法院を通過し(2)署名公布され、また
 「農林漁業資金融通特別会計予算」も
 成立した。この法案は14日、施政権
 返還の期日までに、少くも沖縄経済
 開発計画のための資金の funding が
 終了し(2)必要がある。(換言すれば返還
 期日までに上記資金の GRI の帳簿に記載
 したことは少くも必要である。)

そして、米側案に5年(3)合意(返還期日
 までに 40,000 トンの本土米相当の資金
 1970年分(4)合意
 の GRI の手に入れたことになり、かつ
 既に日本側の認められた72%の
 (0) について、~~40,000 トン~~ 42% 能力の
 (財蔵) 外務省

上から
 米側案の2年復帰後の短期間、~~残りの~~ 集中しては、
 4

限度であり、~~米側案~~ 問題
 であり目指した。
 4. エドモントンは、日本側の initial re-
 action が 5年以内に完了し、~~米側案~~ 交渉に
 失望を感じる。米側案は供給量の維持を
 目的とし、日本側の要求を17日全面的に容れ、
 となり、17日 delivery の時期を6ヶ月
 遅らせることである。1972年7月10日に
 明確な契約を締結し、同年後半に2ヶ月
 40,000 トンの delivery を保障し、2ヶ月以内
 であり、arbitrary に決めた返還期日に
 行政府日本側から24日とされたか理解し
 かつ、~~米側案~~ 以下は72%の
 (sympathetic) 17
 日本側の主張について、自分(王)自身、
 外務省

たれたい、況んや、ワシントンに同業者の原則の

主張を理解するにこの期分には、
恐るべき所言は。

5. 此に對し大河原外務官は、返還後
沖繩の一方の果となり、本件の如き特別の

援助を受けたことは困難とされたので、この点に
關して沖繩住民の間に、心にも金も、

~~1972年~~ 復帰時 120,000

の delivery
を完了した必要あり旨を述べた議論

徳島名産川の上子局

の上、相互に、対し別々本日提示

した事を以て、此の處理府よりワシントン

に取つてべき旨を述べ、會談を終了した。

(註: 14日 対策庁尾谷振興課長に北米一

担当より要を連絡済)

103122

秘
無期限

アメリカ局長
参事官
北米第一課

対沖繩本土米供与計画について
(琉球政特別の特別法成立と公布)

45.9.14
米北一

琉球政特別立法院で審議中である
接立金運用のための特別法の推進措

状況につき説明を求めたところ本日
(9月14日) 対策庁振興課(梶井補佐)

より、次の通り電話による回答があった。

1. 融資の目的を明かにした「農林漁業
資金融通法」と特別会計を設ける

ための「農林漁業資金融通特別会計
法」は 8月11日 立法院を通過し

8月28日署名公布された。(付則に
おしり月1日おしり通用される。)

2. 予算として「農林漁業資金融通
特別会計予算」が8月31日成立した。

3. 従って法律予算の両面での資金
活用条件が整ったので、現在企業
(特に中小企業)に対して

合併等の話し合いが進行中で「合理
化計画」に対する企業助成が^(例)始ま

っている。企業合併の調整が整
って始まって、実際は個別の融資

が行われることとなるが、その見通しは
明るい。

週三回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

公報

(号外)

第八十七号

一九七〇年

八月二十八日

目次	ページ
農林漁業資金融通法(立法第百十六号)	1
農林漁業資金融通特別会計法(立法第百十七号)	5
失業保険特別会計法(立法第百十八号)	7
労働者災害補償保険特別会計法(立法第百十九号)	10

立法

立法院の議決した農林漁業資金融通法に署名しここに公布する。
一九七〇年八月二十八日

立法第百十六号

農林漁業資金融通法は、ここに次のとおり定める。

農林漁業資金融通法

第一条 この立法は、農業、林業及び漁業を営む者に対し、農業、林業及び漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金並びに製糖業及びパイナップル製糖類の製造業を営む者に対し、その経営の合理化又は製糖若しくはパイナップル製糖類の製造に伴う副産物を原料として飼料等を製造する場合の施設の造成に必要な長期かつ低利の資金で農林漁業中央金庫(以下「中金」という。)その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

第二条 この立法において「農業を営む者」とは、自ら農業を営む者又はこれらの者の組織する法人をいい、「農業者」とは、耕作、養畜又は養蚕の業務を営む者となす。

第三条 この立法において「漁業を営む者」とは、自ら漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人をいい、「漁業者」とは、水産動植物の採捕若しくは養殖の業務をいう。

第四条 水産業協同組合法(一九六九年立法第九十五号)に基づき認可された協同組合又はその構成員の営む水産動植物の加工の業務は、この立法の適用において漁業とみなす。

第五条 この立法において「林業を営む者」とは、自から林業を営む者をいい、「林業者」とは、林木の育成の業務をいう。

第六条 この立法において「開拓者」とは、移住地開発法(一九五七年立法第九十九号)第二条第二項及び同法附則第二項に規定する者をいう。

第七条 この立法において「製糖業を営む者」とは、糖業振興法(一九五九年立法第百八十三号)第十二条の規定に基づき、行政主席の許可を受けて製糖業を営む者をいい、「製糖業」とは、甘蔗、てん菜又は糖類を原料として砂糖を製造する事業をいう。

第八条 この立法において「パイナップル製糖類の製造業を営む者」とは、パイナップル産業振興法(一九五九年立法第百八十五号)第十二条の規定に基づき、行政主席の許可を受けてパイナップル製糖類を製造する者をいい、「パイナップル製糖類の製造業」とは、パイナップルの果実を原料として加糖し、若しくは加糖しないで罐又はその他の容器に詰める事業をいう。

第九条 この立法において「中小漁業者」とは、中小漁業振興特別措置法(一九七〇年立法第百十五号)第二条第三項に規定する「指定業種」を営む者をいう。

(資金の貸付け)
 第三案 政府は、第一条の目的を達成するため、毎年度予算の範囲内において、規則の定めるところにより、農業、林業、漁業、製糖業又はパインアップル産物の製造業を営む者に対し、次に掲げる資金を貸し付けることができる。
 一 農地又は牧野(規則で定めるものに限る。)の改良、造成又は復旧に必要な資金
 二 規則で定める永年性又は多年性植物の植栽又は育成に必要な資金
 三 自立経営農家の育成に必要な資金
 四 開拓者の営農改善に必要な資金
 五 農業、林業又は漁業を営む者の共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金
 六 造林に必要な資金
 七 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金
 八 漁船の建造、改造、修理、取得又は漁船用設備(漁具を除く。)の取得に必要な資金
 九 水産動物の増養殖又は加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金
 十 沿岸漁業者の経営の改善に必要な資金
 十一 中小漁業者の漁船設備の改良又は合併等に伴う合理化に必要な資金
 十二 くり舟漁業者がくり舟以外の漁船を建造し又は取得するに必要な資金
 十三 製糖又はパインアップル産物の製造に伴う副産物を原料として建材、飼料又はアルコール等を製造する施設の造成に必要な資金
 十四 製糖企業の合併(既に合併したものを含む。)に伴う合理化に必要な資金
 十五 パインアップル産物製造企業の合併又は営業の譲受けに伴う合理化に必要な資金
 十六 牧野(第一号に規定する牧野を除く。)の改良、又は造成に必要な資金
 十七 農地、採草放牧地又は未墾地の取得(農業経営規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化のための取得又は小作地若しくは小作採草放牧地につき耕作若しくは養畜の事業を行なう者が、その小作地若しくは小作採草放牧地を所有するための取得に限る。)に必要な資金

十八 畜産振興のための施設に必要な資金
 十九 前各号に掲げるものは、行政主事が特に必要と認めて指定するものに必要な資金
 (貸付けの条件)
 第四案 前条の規定により貸し付ける資金(以下「貸付金」という。)の貸付けの相手方、利率、償還期限及び振替期間は、別表の範囲内で規則で定める。
 2 貸付金の償還は、規則の定める制償還の方法による。ただし、貸付けを受けた者(その者の包括承継人を含む。以下同じ。)は、貸付金について、いつでも繰上償還をすることができる。
 3 政府は、前項の規定にかかわらず、次の各号の二に該当する場合には、貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金につき、一時償還を請求することができる。
 一 貸付けを受けた者が償還金の支払を怠ったとき。
 二 次条第一項の規定に違反したとき。
 三 貸付金に係る物件が貸付けの際に定められた用途以外の用途に供されたとき。
 四 事業推進の意欲を喪失したと認められるとき。
 五 前各号に掲げる場合のほか、貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。
 4 貸付けを受けた者が災害その他特別な理由により元利金の支払が著しく困難となつた場合には、政府は、貸付条件の変更又は延滞元利金の支払方法の変更をすることができる。
 (貸付金の使途の規制)
 第五案 貸付けを受けた者は、貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。
 2 政府は、貸付金が貸付けの目的以外の目的に使用されることを防止するため、必要に応じ貸付金をもつて行なう事業の施行者等に対して直接に貸付金を交付する等貸付金の交付に適切な措置をとることができる。
 第六案 政府は、中金、大衆金融公庫その他行政主事の指定する金融機関に対して、貸付けに関する申込みの受理及び審査、資金の貸付け、元利金の回収その他

その他貸付け及び回収に関する業務を委託することができる。ただし、貸付けの決定については、行政主事がこれを行なう。
 2 政府は、前項の規定により業務を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者(以下「受託者」という。)の受託業務に関する準則を規則で定めなければならない。
 3 政府は、第一項の規定により業務を委託した場合においては、受託者に対し、委託手数料を支払わなければならない。
 4 受託者は、農林漁業中央金融庫法(一九五二年立法第四十五号)第二十四条又は大衆金融公庫法(一九五四年立法第四十号)第十七条の規定にかかわらず、第一項の規定による業務及びこの立法に基づく資金の貸付けに係る債権につき、債務の保証をすることができる。
 5 第一項の規定により業務の委託を受けた受託者たる金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。
 (報告及び検査)
 第七案 行政主事は、必要があると認めるときは、貸付けを受けた者若しくは受託者に対して報告させ、又は職員をして貸付けを受けた者若しくは受託者の業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、貸付けを受けた者に対しては、貸付金をもつて行なう事業の範囲内、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。
 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証拠を携帯し、あらかじめ関係人に提示しなければならない。
 3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
 (罰則)
 第八案 貸付けを受けた者又は受託者の役員若しくは職員が前条の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、八十五ドル以下の罰金に処する。
 第九案 この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
 1 この立法は、公布の日から起し、一九七〇年七月一日から適用する。
 2 農漁業資金金融庫法(一九五九年立法第五十一号)及び漁船建造資金金融庫法(一九五七年立法第五十号)は、廃止する。
 3 この立法施行前の前項に掲げる立法並びに改正前の製糖振興法、合密糖業合理化促進特別措置法(一九六七年立法第七十七号)及びパインアップル産物振興法(次項において「旧法」と総称する。)の規定に基づいて貸し付けられた資金の貸付条件については、なお従前の例による。
 4 この立法施行前にした旧法に基づき中金に対する業務の委託については、この立法に基づき委託したものとみなす。
 5 この立法施行前に第二項に掲げる立法の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 6 製糖振興法の一部を次のように改正する。
 第二十一条から第二十六条までを次のように改める。
 (資金の貸付け)
 第二十一条 政府は、この立法の目的を達成するため、農林漁業資金金融庫法(一九七〇年立法第十六号)の定めるところにより、製糖業者、甘蔗及びびん果の生産者に対し、資金を貸し付けることができる。
 第二十二条から第二十五条まで 削除
 第二十三条を次のように改める。
 (立入検査)
 第三十一条 行政主事は、この立法の目的を達成するため必要があると認めるときは、職員をして製糖業者又は砂糖輸出業者の事業所若しくは事務所(以下「事業所」という。)に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証拠を携帯し、あらかじめ関係人に提示しなければならない。
 3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
 第三十六条第二号を次のように改め、同条第三号中「第三十条の下に

九 水産動植物の増養殖又は加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金	漁業を営む者	五分	二十年	四年
十 沿岸漁業の経営の改善に必要な資金	漁業を営む者	五分	十五年	二年
十一 中小漁業者の漁船設備の改良又は合併等に伴う合理化に必要な資金	漁業を営む者 (中小漁業者に限る。)	五分	二十年	三年
十二 くり舟漁業者がくり舟以外の漁船を建造し又は取得するに必要な資金	漁業を営む者	五分	二十年	三年
十三 製糖又はパインアップル罐詰類の製造に伴う副産物を原料として建材、飼料又はアルコール等を製造する施設の造成に必要な資金	製糖業を営む者 パインアップル罐詰類の製造業を営む者	五分	二十年	三年
十四 製糖企業の合併、既に合併したものを含む。に伴う合理化に必要な資金	製糖業を営む者	五分	二十年	三年
十五 パインアップル罐詰類の製造業の合併又は営業の譲受けに伴う合理化に必要な資金	パインアップル罐詰類の製造業を営む者	五分	二十年	三年

十七 農地、採草放牧地又は未墾地の取得(農業経営規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化のための取得又は小作地若しくは小作採草放牧地につき耕作若しくは養畜の事業を行なう者が、その小作地若しくは小作採草放牧地を所有するための取得に限る。)に必要な資金	農業を営む者	五分	二十年	三年
十八 畜産振興のための施設に必要な資金	農業を営む者	五分	二十年	三年
十九 前各号に掲げるものは、行政主席が特に必要と認め指定するものに必要な資金	農業を営む者 林業を営む者 漁業を営む者 製糖業を営む者 パインアップル罐詰類の製造業を営む者	五分 六分 五厘	二十年 十五年	三年

立法院の議決した農林漁業資金融通特別会計法に署名し、ここに公布する。
一九七〇年八月二十八日
行政主席 屋良朝苗
立法院第十七号
琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

「第一項」を加える。
二 削除
7 改正前の糖業振興法の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
8 合資糖業合理化促進特別措置法の一部を次のように改正する。
第四十条を次のように改める。
(資金の貸付)
第四条 政府は、この立法の目的を達成するため、農林漁業資金融通法(一九七〇年立法第九号)の定めるところにより、合資糖業製糖業者に対し、資金を貸し付けることができる。
第五条を削り、第六条を第五条とする。
9 改正前の合資糖業合理化促進特別措置法第五条の規定において準用する糖業振興法第二十六条の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
10 パインアップル産業振興法の一部を次のように改正する。
第三十二条から第三十八条までを次のように改める。
(資金の貸付)
第三十三条 政府は、この立法の目的を達成するため、農林漁業資金融通法(一九七〇年立法第九号)の定めるところにより、パインアップル罐詰類の製造業を営む者及びパインアップル生産者に対し、資金を貸し付けることができる。
第三十四条から第三十八条まで 削除
第五十二条を削り、第五十三条中「前四条」を「前五条」に改め、同条を第五十二条とする。
11 改正前のパインアップル産業振興法の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表	貸付金の種類	貸付けの相手方	利率	償還期限	据置期間
一	農地又は牧野(規則で定めるものに限る。)の改良、造成又は復旧に必要な資金	農業を営む者	五分	二十年	八年
二	規則で定める永年性又は多年性植物の植栽又は育成に必要な資金	農業を営む者	五分	二十年	五年
三	自立経営農家の育成に必要な資金	農業を営む者	五分	二十年	五年
四	開拓者の営農改善に必要な資金	農業を営む者 (開拓者に限る。)	四分	十五年	二年
五	農業、林業又は漁業を営む者の共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金	農業を営む者 林業を営む者 漁業を営む者	五分	十五年	二年
六	造林に必要な資金	林業を営む者	五分	十五年	二年
七	林道の改良、造成又は復旧に必要な資金	林業を営む者	五分	十年	一年
八	漁船の建造、改造、修理、取得又は漁船用設備(漁具を除く。)の取得に必要な資金	漁業を営む者	五分	十五年	二年

員保険法相当給付費並びに業務取扱費(本土失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用及び本土船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用を含む。)その他の諸費をもつてその歳入とする。

(歳入歳出予算の区分)

第四条 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び送付)

第五条 行政主席は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、立法院に送付しなければならない。

2 前項の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出予算明細書

二 前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前年度末における積立金明細表

三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

第六条 この会計において、保険給付費を支弁するため必要があるときは、この会計の負担で借入金を行うことができる。

2 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて立法院の議決を経なければならない。

(余裕金及び積立金の運用)

第七条 この会計の余裕金及び積立金は、次に掲げる方法により運用することができる。

一 資金運用部への預託

二 労働金庫法(一九六五年立法第五十九号)の規定による労働金庫(以下「労働金庫」という。)への預金

2 前項第二号の規定により運用する場合には、行政主席と労働金庫との契約による利率の利子を附するものとする。

(積立金及び政府余裕金の繰替使用)

第八条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の積立金又は他の政府余裕金を繰替使用することができる。

2 前項の規定による繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。

(決算の作成及び送付)

第九条 行政主席は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、立法院に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出決算明細書

二 当該年度の損益計算書及び貸借対照表

三 当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書

第十条 この会計において、決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

2 この会計において、決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補てんする。

(積立金の歳入繰入れ)

第十一条 この会計の積立金は、保険給付及び保険施設の財源に充てるため必要がある場合には、予算の定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

(一般会計からの受入金の過不足の場合の措置)

第十二条 この会計において、一般会計から受け入れた金額が、当該年度における失業保険法第三十七条第一項及び第二項の規定による政府負担金の金額を超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同条の規定による政府負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは、翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。

(支出未済額の繰越し)

第十三条 この会計において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の出納の完了までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越しは、財政法(一九五四年立法第五十五号)第三十条の規定による行政主席の承認を得ることを要しない。

3 行政主席は、第一項の規定による繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越しをしたときは、当該繰越しについては、財政法第二十七条第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

(施行規則)

第十四条 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

1 この立法は、一九七〇年九月一日から施行し、一九七一年度の予算から適用する。ただし、この立法の施行の日までの間に、失業保険事業に係る業務の取扱に要する経費については、社会保険特別会計の業務勘定において経理するものとする。

2 社会保険特別会計の一九七一年度予算における失業保険勘定の歳入歳出予算は、この会計の同年度の歳入歳出予算となるものとする。

3 一九七一年度において、この立法の施行の日までの間に、社会保険特別会計の失業保険勘定において支出し又は債務を負担したものを(他勘定への繰入金を除く。)は、同年度のこの会計の予算に基づいてしたものとみなす。

4 この立法の施行の日以前までに取入れた一九七一年度分の社会保険特別会計の失業保険勘定の歳入(他勘定への繰入金に相当する額を除く。)は、同年度のこの会計の歳入とみなす。

5 一九七〇年度の社会保険特別会計の失業保険勘定の歳出予算に係る経費で翌年度に繰越しを必要とするものは、この会計に繰り越して使用することができる。

6 この立法の施行の際における改正前の社会保険特別会計法(一九六六年立法第五十二号。以下「旧法」という。)第十二条第一項の規定により失業保険勘定の積立金として積み立てるべき金額は、この会計の積立金として積み立てるものとする。

7 この立法の施行の際における社会保険特別会計の失業保険勘定に属する権利義務は、この会計に帰属するものとする。

8 旧法第十二条第一項ただし書の規定により社会保険特別会計の失業保険勘定の歳入に繰り入れるべき金額及び同法第十八条第二号の規定により一般会計から社会保険特別会計の失業保険勘定に繰り入れるべき金額は、この会計の歳入に繰り入れるものとする。

9 社会保険特別会計に属していた行政財産、普通財産及び物品で失業保険事業に係るものは、この会計に帰属するものとする。

10 社会保険特別会計法の一部を次のように改正する。

第三条中「失業保険事業」を削る。

第三十九条中「失業保険勘定」を削る。

第四条を次のように改める。

計の歳入歳出決算とともに、立法院に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 歳入歳出決算明細書

二 当該年度の損益計算書及び貸借対照表

三 当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書

第十条 この会計において、決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならない。

2 この会計において、決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補てんする。

(積立金の歳入繰入れ)

第十一条 この会計の積立金は、保険給付及び保険施設の財源に充てるため必要がある場合には、予算の定める金額を限り、この会計の歳入に繰り入れることができる。

(一般会計からの受入金の過不足の場合の措置)

第十二条 この会計において、一般会計から受け入れた金額が、当該年度における失業保険法第三十七条第一項及び第二項の規定による政府負担金の金額を超過し、又は不足する場合には、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同条の規定による政府負担金として一般会計から受け入れる金額から減額し、なお余りがあるときは、翌々年度までに一般会計に返還し、当該不足額は、翌々年度までに一般会計から補てんするものとする。

(支出未済額の繰越し)

第十三条 この会計において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の出納の完了までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による繰越しは、財政法(一九五四年立法第五十五号)第三十条の規定による行政主席の承認を得ることを要しない。

3 行政主席は、第一項の規定による繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越しをしたときは、当該繰越しについては、財政法第二十七条第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

(施行規則)

第十四条 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第四条 削除

第八条中「失業保険法第三十七条第三項」、「第四条の規定により失業保険事業の事務の執行に要する費用に充てるための失業保険勘定からの受入金、失業保険特別措置法第四十五条第五項の規定による日本国政府からの受入金(本土失業保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用及び本土船員保険法相当給付に係る事務の執行に要する費用に限る。)、及び「失業保険特別措置法第二十条第一項に規定する日本国政府への交付金(失業保険法第九号中「前八条」を「前七条」に改める。、第九号中「前八条」を「前七条」に改める。、第十二条第一項中「失業保険勘定」を削る。、第十四条第一項第三号中「失業保険勘定及び」を削る。、第十八条各号列記以外の部分中「失業保険勘定」及び「失業保険法第三十七条第一項及び第二項」を削る。、第十七条第一項及び第二項を削る。、退職職員を支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に關する立法(一九六二年立法第五十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「社会保険特別会計」の下に「失業保険特別会計」を加える。

12 郵政事業特別会計法(一九六〇年立法第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「社会保険特別会計の失業保険勘定」を「失業保険特別会計」に改める。

13 資金運用部資金法(一九六六年立法第一百一十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「社会保険特別会計法(一九六六年立法第五十二号)第十四条第一項第二号から第四号まで」の下に「及び失業保険特別会計法第七條第二項第二号」を加える。

七〇年立法第一百一十八号)第七條第一項第二号」を加える。

第三条第二項中「社会保険特別会計法第十四条第一項第二号から第四号まで」の下に「及び失業保険特別会計法第七條第二項第二号」を加える。

14 失業保険法の一部を次のように改正する。

第三十九条第一項中「社会保険特別会計の失業保険勘定」を「失業保険特別会計」に改める。

立法院の議決した労働者災害補償特別会計法に署名し、ここに公布す。
一九七〇年八月二十八日

行政主席 蔣 良 朝 苗

立法第百十九号
労働者災害補償特別会計法

第一条 労働者災害補償保険法（九六三年立法第七十八号）による労働者災害補償保険事業に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置する。

（管理）
第二条 この会計は、行政主席が、法令の定めるところに従い、管理する。
（勘定の区分）
第三条 この会計は、保険給付勘定及び業務勘定（以下「各勘定」という。）に区分する。

（保険給付勘定の歳入及び歳出）
第四条 保険給付勘定においては、労働者災害補償保険法（以下「労働者災害補償特別会計法」という。）第三十条の規定による保険料、同法第四十六条の規定による特別保険料、積立金からの受入金、第十四条の規定による借入金、積立金及びこの勘定において支払上余裕のある現金の運用による収入並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、保険給付金、労働者災害補償特別会計法第二十九条に規定する保険施設費、同法第三十八条及び第三十九条の規定による遺付金並びに借入金の償還金及び利息をもつてその歳出とする。

（業務勘定の歳入及び歳出）
第五条 業務勘定においては、労働者災害補償特別会計法第四十四条の規定による一般会計からの受入金、同法第三十九条の規定による追徴金、同法第四十一条の規定により徴収する延滞金、第十四条の規定による受入金及びその他の附属雑収入をもつてその歳入とし、郵政事業特別会計法（一九六〇年立法第四十六号）第三十五条の規定による郵政事業特別会計への繰入金及び労働者災害補償特別会計法第四十四条の規定による事務の執行に要する経費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出の制限）
第六条 政府によって収納された前三条に規定する歳入は、遅滞なく保険給付勘定及び業務勘定に繰り入れらるものとし、他の会計への繰替使用又は前二条に規定する目的以外のために支出してはならない。
（歳入歳出予算の区分）
第七条 この会計の歳入歳出予算は、各勘定に区分し、各勘定において歳入の性質及び歳出の目的に従つて項に区分する。
（予算の作成及び送付）
第八条 行政主席は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、立法院に送付しなければならない。
（前項の予算）
第九条 この会計の歳入歳出予算は、各勘定に区分し、各勘定において歳入の性質及び歳出の目的に従つて項に区分する。
（歳入歳出予算の明細書）
第十条 前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前年度末における積立金明細表
（前年度及び当年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表）
（余剰現金及び積立金の運用）
第十一条 この会計において支払上余裕のある現金及び積立金は、次に掲げる方法により運用することができる。
一 資金運用部への預託
二 労働者災害補償特別会計法（九六五年立法第五十九号）の規定による労働者災害補償特別会計法（以下「労働者災害補償特別会計法」という。）への預託
三 前項第一号の規定より運用する場合においては、行政主席と労働者災害補償特別会計法（以下「労働者災害補償特別会計法」という。）との契約による利率の利子を附するものとする。
（積立金及び政府公債の繰替使用）
第十二条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の積立金又は他の政府公債を繰替使用することができる。
第十三条 前項の規定による繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。
（借入金）
第十四条 保険給付勘定に属する経費の財源に充てるため必要があるときは、当該勘定の負担で借入金をなすことができる。
第十五条 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて立法院の議決を経なければならない。
（決算の作成及び送付）
第十六条 行政主席は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般

立法院の議決した労働者災害補償特別会計法に署名し、ここに公布す。
一九七〇年八月二十八日

行政主席 蔣 良 朝 苗

立法第百十九号
労働者災害補償特別会計法

第一条 労働者災害補償保険法（九六三年立法第七十八号）による労働者災害補償保険事業に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置する。

（管理）
第二条 この会計は、行政主席が、法令の定めるところに従い、管理する。
（勘定の区分）
第三条 この会計は、保険給付勘定及び業務勘定（以下「各勘定」という。）に区分する。

（保険給付勘定の歳入及び歳出）
第四条 保険給付勘定においては、労働者災害補償保険法（以下「労働者災害補償特別会計法」という。）第三十条の規定による保険料、同法第四十六条の規定による特別保険料、積立金からの受入金、第十四条の規定による借入金、積立金及びこの勘定において支払上余裕のある現金の運用による収入並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、保険給付金、労働者災害補償特別会計法第二十九条に規定する保険施設費、同法第三十八条及び第三十九条の規定による遺付金並びに借入金の償還金及び利息をもつてその歳出とする。

（業務勘定の歳入及び歳出）
第五条 業務勘定においては、労働者災害補償特別会計法第四十四条の規定による一般会計からの受入金、同法第三十九条の規定による追徴金、同法第四十一条の規定により徴収する延滞金、第十四条の規定による受入金及びその他の附属雑収入をもつてその歳入とし、郵政事業特別会計法（一九六〇年立法第四十六号）第三十五条の規定による郵政事業特別会計への繰入金及び労働者災害補償特別会計法第四十四条の規定による事務の執行に要する経費をもつてその歳出とする。

（歳入歳出の制限）
第六条 政府によって収納された前三条に規定する歳入は、遅滞なく保険給付勘定及び業務勘定に繰り入れらるものとし、他の会計への繰替使用又は前二条に規定する目的以外のために支出してはならない。
（歳入歳出予算の区分）
第七条 この会計の歳入歳出予算は、各勘定に区分し、各勘定において歳入の性質及び歳出の目的に従つて項に区分する。
（予算の作成及び送付）
第八条 行政主席は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、立法院に送付しなければならない。
（前項の予算）
第九条 この会計の歳入歳出予算は、各勘定に区分し、各勘定において歳入の性質及び歳出の目的に従つて項に区分する。
（歳入歳出予算の明細書）
第十条 前年度の損益計算書及び貸借対照表並びに前年度末における積立金明細表
（前年度及び当年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表）
（余剰現金及び積立金の運用）
第十一条 この会計において支払上余裕のある現金及び積立金は、次に掲げる方法により運用することができる。
一 資金運用部への預託
二 労働者災害補償特別会計法（九六五年立法第五十九号）の規定による労働者災害補償特別会計法（以下「労働者災害補償特別会計法」という。）への預託
三 前項第一号の規定より運用する場合においては、行政主席と労働者災害補償特別会計法（以下「労働者災害補償特別会計法」という。）との契約による利率の利子を附するものとする。
（積立金及び政府公債の繰替使用）
第十二条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の積立金又は他の政府公債を繰替使用することができる。
第十三条 前項の規定による繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。
（借入金）
第十四条 保険給付勘定に属する経費の財源に充てるため必要があるときは、当該勘定の負担で借入金をなすことができる。
第十五条 前項の規定による借入金の限度額については、予算をもつて立法院の議決を経なければならない。
（決算の作成及び送付）
第十六条 行政主席は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般

会計の歳入歳出決算とともに、立法院に送付しなければならない。
（前項の歳入歳出決算）
第十七条 前項の歳入歳出決算には、次の書類を添付しなければならない。
一 歳入歳出決算明細書
二 当該年度の損益計算書及び貸借対照表
三 当該年度末における積立金明細表及び債務に関する計算書
（保険給付勘定の積立金）
第十八条 保険給付勘定において、決算上剰余金を生じたときは、これを当該勘定の積立金として積立なければならない。
第十九条 保険給付勘定において、決算上不足を生じたときは、積立金からこれを補てんするものとする。

（業務勘定の剰余金の処理）
第二十条 業務勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じたときは、これを業務勘定の翌年度の歳入に繰り入れるものとする。
（支出未済額の繰越）
第二十一条 各勘定において、支払義務が生じた歳出金で、当該年度の出納の完了までに支出済みとならなかつたものに係る歳出予算は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

（前項の繰越）
第二十二条 前項の規定による繰越は、財政法（一九五四年立法第五十五号）第三十九条の規定による行政主席の承認を得ることを要しない。
（行政主席の承認）
第二十三条 行政主席は、第一項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

（施行規則）
第二十四条 第一項の規定により繰越をしたときは、当該経費については、財政法第二十七条第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。
（施行規則）
第二十五条 この立法の施行に必要事項は、規則で定める。

附 則
第一項 この立法は、一九七〇年九月一日から施行し、一九七一年度の予算から適用する。ただし、この立法の施行の日の前日までの間における労働者災害補償保険事業に係る事務の執行に要する経費については、社会保険特別会計の業

務勘定において経理するものとする。
2 社会保険特別会計の一九七一年度予算における労働者災害補償保険勘定の歳入歳出予算は、この会計の同年度の歳入歳出予算となるものとする。
3 一九七一年度において、この立法の施行の日の前日までに社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定において支出し又は債務を負担したものは、同年度のこの会計の保険給付勘定の予算に基づいてしたものとみなす。
4 この立法の施行の日の前日までに収入した一九七一年度分の社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定の歳入は、同年度のこの会計の歳入とみなす。
5 一九七〇年度の社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定の歳出予算に係る経費で翌年度に繰越しを必要とするものは、この会計の保険給付勘定に繰り越して使用することができる。
6 この立法の施行の際における改正前の社会保険特別会計法（一九六六年立法第五十一号、以下「旧法」という。）第十二条第一項の規定により労働者災害補償保険勘定の積立金として積み立てるべき金額は、この会計の積立金として積み立てるものとする。
7 この立法の施行の際における社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定に属する権利義務は、この会計に帰属するものとする。
8 旧法第十二条第一項ただし書の規定により社会保険特別会計の労働者災害補償保険勘定の歳入に繰り入れらるべき金額は、この会計の歳入に繰り入れるものとする。
9 社会保険特別会計に属していた行政財産、普通財産及び物品で労働者災害補償保険事業に係るものは、この会計に帰属するものとする。
10 社会保険特別会計法の一部を次のように改正する。
第一条中「労働者災害補償保険事業」を削る。
第二条中「労働者災害補償保険勘定」を削る。
第五条を次のように改める。
第五條 削除
第八條中「労働者災害補償特別会計法」を削る。
第九條中「前七條」を「前五條」に改める。
第十二條中「労働者災害補償特別会計法」を削る。
第十四條第一項第二号を次のように改める。

11 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する立法(一九六二年立法第五十四号)の二部を次のように改正する。

第一条第一項中「失業保険特別会計」の下に「労働者災害補償保険特別会計」を加える。

12 資金運用部資金法(一九六六年立法第百一十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第十四条第一項第二号から第四号まで」を「第十四条第一項第三号及び第四号」に、「及び失業保険特別会計法(一九七〇年立法第百十八号)第七條第一項第二号」を、「失業保険特別会計法(一九七〇年立法第百十八号)第七條第一項第二号及び労働者災害補償保険特別会計法(一九七〇年立法第百十九号)第九條第一項第二号」に改める。

第三条第二項中「第十四条第一項第二号から第四号まで」を「第十四条第一項第三号及び第四号」に、「及び失業保険特別会計法第七條第一項第二号」を、「失業保険特別会計法第七條第一項第二号及び労働者災害補償保険特別会計法第九條第一項第二号」に改める。

販売所	発行所
総務局財務部用度課	総務局渉外広報部文書課

一 既印刷

○農林漁業資金融通特別会計法

(一九七〇年八月二十八日立法第一二七号)

施行 一九七〇年八月二十八日
適用 一九七〇年七月 一日

第一条 農林漁業資金融通法(一九七〇年立法第 号。以下「法」といふ)による貸付けに関する政府の経理を明確にするため、一般会計と区分して特別会計を設置する。

(設置)
第二条 この会計は、行政主席が、法令の定めるところに従い、管理する。

(管理)
第三条 この会計は、農林漁業助定及び本土産米穀資金助定(以下「各助定」といふ)に区分する。

(助定区分)
第四条 農林漁業助定においては、第五條第一項に規定する産業投資特別会計からの繰入金並びに一九七〇年六月三十日における農林漁業資金融通特別会計、植葉資金融通特別会計、バイオエツプル産業資金融通特別会計及び漁船建造資金融通特別会計(以下「各特別会計」といふ)の資本に相当する金額の合計額をもって資本とする。

(資本)
第五条 農林漁業助定においては、産業投資特別会計からの繰入金、第十三條第一項の規定による借入金、貸付金の償還金及び

利子並びに附属雑収入をもってその繰入とし、法第三條第一号から第十号まで及び第十九号の貸付金、第十三條第一項の規定による借入金の償還金及び利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもってその歳出とする。

2 前項に規定する産業投資特別会計からの繰入金は、農林漁業助定の資本に充てるため、予算の定めるところにより、繰り入れられるものとする。

(本土産米穀資金助定の繰入及び歳出)
第六条 本土産米穀資金助定においては、第十三條第二項の規定による借入金、貸付金の償還金及び利子並びに附属雑収入をもつてその繰入とし、法第三條第十一号から第十八号までの貸付金、第十三條第二項の規定による借入金の償還金及び利子、事務取扱費並びにその他の諸費をもってその歳出とする。

(繰入歳出予算の区分)
第七条 この会計の繰入歳出予算は、各助定に区分し、各助定において繰入の性質及び歳出の目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び送付)
第八条 行政主席は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、立法院に送付しなければならない。

2 前項の予算には、次の各号に掲げる書類を添附しなければならない。
一 前年度予算明細書
二 前年度の貸借対照表及び損益計算書
三 前年度及び当該年度の予定貸借対照表及び予定損益計算書
四 前年度及び当該年度の貸付計画表並びに借入金を予定する年度にあつては、その借入れ及び償還の計画表

(損益の処理)

第九条 各助定において、毎会計年度の損益計算上利益を生じたときは、これを当該助定の積立金に組み入れて整理し、損失を生じたときは、積立金を減額してこれを整理するものとする。

2 前項の場合において、損益計算上生じた損失の額が積立金の額を超過するときは、その超過額は、当該助定の損失の繰越しとして整理するものとする。

(剰余金の繰入れ)
第十条 各助定において、毎会計年度の決算上剰余金が生じたときは、当該剰余金を助定別に翌年度の繰入に繰り入れなければならない。

(繰入歳出決算の作成及び送付)
第十一条 行政主席は、毎会計年度、この会計の繰入歳出決算を作成し、一般会計の繰入歳出決算とともに、立法院に送付しなければならない。

2 前項の繰入歳出決算には、繰入歳出決算明細書並びに当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)
第十二条 各助定において、支払上現金に余裕があるときは、資金運用部に預託することができる。

(借入金)
第十三条 農林漁業助定において、貸付けの財源に充てるため必要があるときは、この助定の負担において、資金運用部又は産業投資特別会計から借入金をすることができ、

2 本土産米穀資金助定においては、貸付けの財源に充てるためこの助定の負担において、本土産米穀資金特別会計から借入金

を定めるものとする。

3 前二項に規定する借入金の限度額については、予算をもって立法院の議決を経なければならない。

(支出残額の繰越し)
第十四条 各助定において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 行政主席は、前項の規定による繰越しをしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越しをしたときは、当該経費については、財政法(一九五四年立法第五十五号)第二十七條第一項の規定による予算の通知があつたものとみなす。

(借入限度の繰越し)
第十五条 各助定において、借入金の借入れについて立法院の議決を経た金額のうち、当該年度において借入れをしなかつた金額があるときは、当該金額を限度として、かつ、歳出予算の繰越額の範囲内で、翌年度において、第十三條第一項及び第二項の規定による借入金をすることができ、

(資金の交付)
第十六条 政府は、法第六條第一項の規定により、農林漁業中央金庫、大衆金融公庫その他行政主席の指定する金融機関に対し、貸付けに関する業務を委託した場合においては、貸付けに必要な資金を交付する。

(施行規則)
第十七条 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則
1 この立法は、法の施行の日から施行し、一九七〇年七月一日

○農林漁業資金融通法（抄）

（一九七〇年八月二十八日 立法第一一六号）

施行 一九七〇年八月二十八日
適用 一九七〇年七月一日

（目的）

第一条 この立法は、農業、林業及び漁業を営む者に対し、農業、林業及び漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金並びに製糖業及びバイナップル罐詰類の製造業を営む者に対し、その経営の合理化又は製糖若しくはバイナップル罐詰類の製造に伴う副産物を原料として飼料等を製造する場合の施設の造成に必要な長期かつ低利の資金で農林漁業中央金庫（以下「中金」という。）その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

（定義）

第二条 この立法において「農業を営む者」とは、自ら農業を営む者又はこれらの者の組織する法人をいい、「林業」とは、耕作、養畜又は養蚕の業務をいう。
2 農業を営む者の行なう農産物の加工の業務は、この立法の適用において農業とみなす。
3 この立法において「漁業を営む者」とは、自ら漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人をいい、「漁業」とは、水産動物の採捕若しくは養殖の業務をいう。
4 水産業協同組合法（一九六九年立法第九十五号）に基づき認可された協同組合又はその構成員の営む水産動物の加工の業

2 乙は、受託業務については、他と区分して経理するものとする。
第8条 乙は、貸付金の交付に際して、当該貸付金の全部または一部を借受人の意志に反し預金、収受金等として留保してはならない。ただし、貸付金が貸付の目的以外に使用されることを防止しようとする場合は、この限りでない。
2 乙は、第1条の委託業務の取扱いに關し保証料、調査料その他如何なる名義をもつてするものであつても特別の費用を借受人から徴収してはならない。ただし、甲が別に指定する費用等については、この限りでない。
第9条 乙は、受託業務の取扱に關し、法、規則及び準則を遵守し、その他甲の指示するところに従わなければならない。
第10条 乙は、善良なる管理者の注意を怠つたことにより甲に損害を与えたときは、賠償の責に任じなければならない。
第11条 甲は、乙が委託業務について本契約の規定に違背したときは、委託業務の一部もしくは全部を一時停止し、委託業務の取扱店舖の変更を指示し、委託業務の一部もしくは全部を他の委託金融機関に移管することを指示し、またはこの契約を解除することができる。
2 甲は、乙が前項の措置により損害を受けることがあつても、その賠償の責に任じない。
第12条 この契約は契約締結日から実施し 年6月30日までとする。ただしこの期間満了の1ヵ月前までに当事者の何れか一方から何らの意思表示がなかつたときは、この契約の効力はその後1ヵ年を限り更新されたものとし、爾後も同様とする。
2 前項による契約の有効期間中であつても、甲乙協議の上、何時でもこの契約の内容を変更し、またはこの契約を解除することができる。
第13条 前2条の規定によりこの契約が解除された場合においても、乙は受託業務の取扱に關し、その残務が終了するまでは、この契約の責に任じなければならない。
第14条 甲が準則を変更した場合には、変更後の準則の規定は、乙が承認した場合に限り甲が準則変更の際に定めるところにより、変更前の準則に基づく貸付に対しても適用することができる。
この契約を証するため正得2通を作成し、甲乙これに記名捺印した上、それぞれその1通を保有するものとする。

年 月 日

住 所 那覇市美栄橋町1丁目1番地
甲 琉球政府行政主席名
住 所
乙

務は、この立法の適用において漁業とみなす。
5 この立法において「林業を営む者」とは、自から林業を営む者をいい、「林業」とは、林木の育成の業務をいう。
6 この立法において「開拓者」とは、移住地開発法（一九五七年立法第九十九号）第二章第二項及び同法附則第二項に規定する者をいう。
7 この立法において「製糖業を営む者」とは、製糖振興法（一九五九年立法第八十三号）第十二条の規定に基づき、行政主席の許可を受けて製糖業を営む者をいい、「製糖業」とは、甘蔗、てん菜又は糖類を原料として砂糖を製造する事業をいう。
8 この立法において「バイナップル罐詰類の製造業を営む者」とは、バイナップル罐詰類の製造業振興法（一九五九年立法第八十五号）第十二条の規定に基づき、行政主席の許可を受けてバイナップル罐詰類を製造する者をいい、「バイナップル罐詰類の製造業」とはバイナップルの果実を原料として加糖し、若しくは加糖しないで罐又はその他の容器に詰める事業をいう。
9 この立法において「中小漁業者」とは、中小漁業振興特別措置法（一九七〇年立法第一一五号）第二章第二項に規定する「指定船舶」を営む者をいう。

第三条 政府は、第一条の目的を達成するため、毎年度予算の範囲内において、規則の定めるところにより、農業、林業、漁業、製糖業又はバイナップル罐詰類の製造業を営む者に対し、次に掲げる資金を貸し付けることができる。
一 農地又は牧野（規則で定めるものに限る。）の改良、造成又は復旧に必要な資金

二 規則で定める永年性又は多年性植物の植栽又は育成に必要な資金

三 自立経営農家の育成に必要な資金

四 開拓者の営農改善に必要な資金

五 農業、林業又は漁業を営む者の共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得に必要な資金

六 造林に必要な資金

七 林道の改良、造成又は復旧に必要な資金

八 漁船の建造、改造、修理、取得又は漁船用設備（漁具を除く。）の取得に必要な資金

九 水産動物物の増養殖又は加工施設の改良、造成又は取得に必要な資金

十 沿岸漁業者の経営の改善に必要な資金

十一 中小漁業者の漁船設備の改良又は合併等に伴う合理化に必要な資金

十二 くり舟漁業者がくり舟以外の漁船を建造し又は取得するに必要な資金

十三 製糖又はパインアップル罐詰類の製造に伴う副産物を原料として建材、飼料又はアルコール等を製造する施設の造成に必要な資金

十四 製糖企業の合併（既に合併したものを含む。）に伴う合理化に必要な資金

十五 パインアップル罐詰類製造企業の合併又は営業の譲受けに伴う合理化に必要な資金

十六 牧野（第一号に規定する牧野を除く。）の改良、又は造成に必要な資金

十七 農地、採草放牧地又は未墾地の取得（農業経営規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化のための取得又は小作地若しくは小作採草放牧地につき耕作若しくは養畜の事業を行なう者が、その小作地若しくは小作採草放牧地を所有するための取得に限る。）に必要な資金

十八 畜産振興のための施設に必要な資金

十九 前各号に掲げるもののほか、行政主務が特に必要と認め指定するものに必要な資金

（貸付けの条件）

第四条 前条の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の貸付けの相手方、利率、償還期限及び据置期間は、別表の範囲内で規則で定める。

2 貸付金の償還は、規則の定める割賦償還の方法による。ただし、貸付金について、いつでも繰上償還をすることができる。

3 政府は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付けを受けた者が償還金の支払を怠つたとき。

二 次条第一項の規定に違反したとき。

三 貸付金に係る物件が貸付けの際に定められた用途以外の用途に供されたとき。

四 事業推進の意欲を喪失したと認められるとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

貸付けを受けた者が災害その他別な理由により元利金の支払

4 前条の規定により貸し付ける資金（以下「貸付金」という。）の貸付けの相手方、利率、償還期限及び据置期間は、別表の範囲内で規則で定める。

2 貸付金の償還は、規則の定める割賦償還の方法による。ただし、貸付金について、いつでも繰上償還をすることができる。

3 政府は、前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合には、貸付けを受けた者に対し、いつでも貸付金につき、一時償還を請求することができる。

一 貸付けを受けた者が償還金の支払を怠つたとき。

二 次条第一項の規定に違反したとき。

三 貸付金に係る物件が貸付けの際に定められた用途以外の用途に供されたとき。

四 事業推進の意欲を喪失したと認められるとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、貸付けを受けた者が正当な理由がなく貸付けの条件に違反したとき。

貸付けを受けた者が災害その他別な理由により元利金の支払

の役員又は職員であつて当該委託業務に従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の規定の適用については、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

（報告及び検査）

第七条 行政主務は、必要があると認めるときは、貸付けを受けた者若しくは受託者に対して報告させ、又は職員をして貸付けを受けた者若しくは受託者の業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、貸付けを受けた者に対しては、貸付金をもつて行なう事業の範囲内、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、あらかじめ関係人に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（罰則）

第八条 貸付けを受けた者又は受託者の役員若しくは職員が前条の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、八十五ドル以下の罰金に処する。

（施行規則）

第九条 この立法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この立法は、公布の日から起算して、一九七〇年七月一日から適用する。

2 農漁業資金融通法（一九五九年立法第五十一号）及び漁船

が著しく困難となつた場合には、政府は、貸付条件の変更又は近済元利金の支払方法の変更をすることができる。

（貸付金の用途の規制）

第五条 貸付けを受けた者は、貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。

2 政府は、貸付金が貸付けの目的以外の目的に使用されることを防止するため、必要に応じ貸付金をもつて行なう事業の施行者等に対して直接に貸付金を交付する等貸付金の交付に關し適切な措置をとることができる。

（業務の委託等）

第六条 政府は、中金、大衆金融公庫その他行政主務の指定する金融機関に対し、貸付けに關する申込みの受理及び審査、資金の貸付け、元利金の回収その他貸付け及び回収に關する業務を委託することができる。ただし、貸付けの決定については、行政主務がこれを行なう。

2 政府は、前項の規定により業務を委託しようとする場合においては、当該業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）の受託業務に關する規則を定めなければならない。

3 政府は、第一項の規定により業務を委託した場合においては、受託者に対し、委託手数料を支払わなければならない。

4 受託者は、農林漁業中央金融庫法（一九五二年立法第四十五号）第二十四条又は大衆金融公庫法（一九五四年立法第四十号）第七十七条の規定にかかわらず、第一項の規定による業務及びこの立法に基づく資金の貸付けに係る債権につき、債務の保証をすることができる。

5 第一項の規定により業務の委託を受けた受託者たる金融機関

(回覧番号 2160) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘 無期限	符号表示 暗略平 第 1743	総第 17189 号 昭和 45 年 9 月 17 日 21 時 分
部の内 YYYYY	大至急 (至急・普通・LTF)	発電係 小林

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部署 (室) 名 アメリカ局北米才一課 起案 昭和 45 年 9 月 16 日 起案者 電話番号 446
------------------------------------	-------------------------------	--

協議先
 総務参事官
 国際貿易課長
 国際機関第一課長
 北米才二課長
 専門機関課長

大使 臨時代理大使
 在米 下田 総領事 代理
 大使 臨時代理大使
 在沖繩 高瀬 総領事 代理

件名 対沖繩本土米供与問題 (米側との会談)

往電米北一才 1587号 に関し

14日、大河原 参事官は在京、米大使館 エント公使を招致し、本土米供与の数量に^{問題}つき会談したと云ふ、次の通り。

大河原参事官より、1971 暦年にお^りて (以下暦年)

電信課長
漢
576
済

(※印欄内は電報課記入)

(昭和四二・七一改正)

GB-1

2
 本土米 6万5千トン (精米ベース、以下同じ)、72 年^{には} 2万5千トンという当初の提案に代る形^に 提案として、71年 5万5千トン、72 年 3万5千トンの供与数量を日本側案として提示した。
 2. これに対し「E」公使は同提案は interesting ではあるが、still very difficult な案である。
 次に述べるのは全く ad referendum の案であるが、従来の日本側の意向を基案として作成したものであるが検討願^いとして、71年 3万トン、72年前半 2万トン、72年後半 4万トン (この分は72年前半まで契約を完了する) の供与数量案を提示した。
 3. 大河原参事官より、上記米側提案については^{ある} 十分な^{理由}がある。そして日本側案

GB-3

外務省

は (1) 琉球政討が緊急に資金を必要としている
事実、及び (2) 沖縄の食糧貯蔵能力には限界が
ある事実、を以て勧告して作成されたものである。

(1) については、最近沖縄において積立金運用の
為の特別法とそれと裏付けとなる予算が成立
している段階にあるが、この特別法
には、施政権返還の期日までに、沖縄
経済開発計画のための積立資金の融資が終
了している必要がある。

米側案による場合には返還期日までに8万トン
相当の積立資金が琉球政討に入るとしている
結果、琉球政討による資金運用計画を中絶
させざるを得ないことになり、
日本側の認めうるところではない。かつ (2)
については、約2万トンの貯蔵能力の限界

生
き
か
ら
ぬ

また
28,000トン

であるので72年復帰までの期間に
集中することは、
である旨指摘した。

4. 「エ」公使館より、
米側案は総供与量の維持をはじめ、日本側の
要求をほぼ全面的に受け入れたものであり、ただ
積荷の時期を6ヵ月遅らせてただけのことである。

1972年7月1日までに明確な契約を締結し、
同年後半における4万トンの積荷を確保してあ
り、安心であり、arbitraryに決められた
期日になせ"日本側が"出ほ"とらわぬのか
理解し難い旨述べた。

5. 水に対し大河原参事官
は一方の県となり、本件の如き特別の援助を

5
受けることは困難となるので、この点に拘らず

沖縄住民の強い関心は、かんがみ、復帰

明までに12万トンの積荷を見積りおく

必要がある旨 ~~米~~ 議論した。

6. 最後に、~~相手側~~ ^{双方は} 相手側が本日提示した

案をそれぞれ ^{関係方面} 検討し、おたがいの

取りつづき旨を約し合意を了した。

沖縄に転電した。(B)

秘
無期限

アメリカ局長

専門機関課長

政策課長

北米才二課長

参事官

北米才一課長

対沖縄本土米供与計画

45. 10. 12

米北1

1. 2日北米1課佐藤より電話にて上司の指示によるとして在京米大使館ダットン

書記官に対し、日本側にて検討した結果 ^{9日} 日の米側の提案は受諾しえず、日本政府

としては復帰と共に沖縄経済がまがりなりに形をととのえられるためにも71年(暦年)

末までに少なくとも合理化計画の半分は

対米大使館からの返答は、米大使館に送る。米大使館からの返答は、米大使館に送る。

完了しておく必要があり、右のための経費
としては本土米 5万5千トンに相当する積

立金が必要であり、よって、5万5千トンを再
度提案する次第である旨申し入れてお

た。しかるに、同書記官より9日ワシントン
からの回答として、5万5千トンは受諾し得

ずとの簡単な回答に接したので右を転達す
る旨電話にて連絡越した。

2. 当方より、米側の云う3万トンという案が
到底日本側の受諾し得ざる ~~案~~ はワシ

ントンも承知していると了解するが、米側としては
何万トンならば受諾可能なのかと問うた

3. 先方は、ワシントンの訓令は出来るだけ
削減するよう努力せよというものであり、specific

な数字はインテイクされていない旨答えると共に、
9月30日付朝日新聞の報ずる対策庁の

明年度予算説明によれば、^{の分と、}46年度は ^円33億5万
トンという数字が出ており、右が事実ならば、71

歴年供与分は必ずしも5万トンとはなり得ず、ま
して5万5千という説明も納得出来ない旨述べ

た。
3. 当方よりさらに、上記対策庁説明は明年度予

算の概算の説明であり、5万5千トンが必要で
あるとの政府の立場には変りない。然し米政

府が5万5千トンに ^{同意出来る} ~~反対がある~~との点について
は関係庁にも伝えることとしたいが、日本政府

としては5万トンを下る ^案 ~~案~~ は考えていないので
この点お含みありたい旨述べた。

4.

※ 上記の次第及びこれまでの交渉経緯より、
5万5千トン確保することは極めて困難かと

考えられ、かつ5万トンの数字も報道披
ていることもあり、この際、5万トンを提案し、米側が

これに反対しても日本政府としては復帰前にお
ける沖縄の資金需要から云って、右以下に
差を合理化に図る

することは考えておらず、米側の反対はあつ
ても右の供与を実施することとする旨申し渡

入付

ことと致したい。

5万トンを併せて
 2万トンを併せて
 2万トンを併せて
 2万トンを併せて

NY

アメリカ局長
 参事官
 北米第一課長
 専門協同課長
 北米第二課長
 政策課長

対沖縄本土米供与計画

45.10.12
 米北ノ

1. 2日 北米1課 佐藤より電話にて上司の指示によるとして 在京米大使館 タイトン書記官に対し 日本側にて検討した結果 日本側の提案は受諾し得る 日本政府としては 復帰と共に沖縄経済をまかりなすに形をととのえられるためにも 71年(暦年)末までに少なくとも合理化計画の半分は

完了しておく必要があり 右のための経費として 本土米 5万5千トンに相当する積立金が必要であり よって 5万5千トンを再度提案する次第である旨申し入れておいた。 1がるに 同書記官より 9日 ワシントンからの回答として 5万5千トンは受諾し得ずとの簡単な回答に接したので 右を転達する旨電話にて連絡越した。

2. 当方より 米側の云う 3万トンという案が到底 日本側の受諾し得ざる ~~案~~ はワシントンも承知しているところだが 米側としては何万トンならば 受諾可能なのかと問うたところ ^{BT4の供与} 先方は ワシントンの訓令は出来るだけ削減するよう努力せよというものであり specific

る数字は、インディケートされていない旨答えると共に、9月30日付朝日新聞の報ずる対策庁の

明年度予算説明によれば、^{の分は、}46年度は ^円33億5万トンという数字が出ており、右が事実ならば、71

歴年供与分は必ずしも5万トンとは有り得ずまして、5万5千という説明も納得出来ないう旨述べた。

3. 当方よりさら、上記対策庁説明は明年度予算の概算の説明であり、5万5千トンが必要であるとの政府の立場には変りない。然し米政

府が5万5千トンに^{同意出来る}~~反対がある~~との点については、関係庁にも伝えることとした。我が日本政府

としては5万トンを下る^案は考えていないので、この点お含めありたい旨述べた。

4. 上記の次第及びこれまでの交渉経緯より、5万5千トンを確保することは極めて困難かと

考えら~~れ~~る。かつ5万トンの数字も報道されていることもあり、この際、5万トンを提案し、米側が

これに反対しても、日本政府としては復帰前における中程の資金需要から云って、右以下に^{左業合理化に資する}

することは考えておらず、米側の反対はあっても右の供与を実施することとする旨申し渡

すことと致した。

ソカ 万大
ヒ ヒ 傳版

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘
24

- 大政務次官
- 外務大臣
- 事務次官
- 典房
- 巨官官審議長
- 官審議長
- 人電厚計
- 機密
- 文書室
- 調査室
- 参調析企
- 参領旅移
- 参地中東
- 参北西
- 参北保
- 参一
- 参二
- 参西東洋
- 参西
- 参東
- 参近
- 参寄近
- 参経
- 参経
- 参政技二
- 参政技一
- 参参協
- 参参
- 参社
- 参道内外
- 参一
- 参二

電信写

総番号(TA) 70年10月15日20時45分 米子 主管
70年10月16日10時5分 本省 着 米子

外務大臣殿 牛島大使 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ向け本土米供与問題(米議員の動き)

第3097号 極秘

貴電米北/第1743号に関し、

オキナワ向け本土米供与問題をめぐり、米側より米議会方面の関心が多々言及されてきたことでもあり、当館にて、H. H. をしてカリフォルニア米関係議員の動きにつき調査せしめおりましたところ、一部にうわさのあつたカリフォルニアのハンナ議員は本件に何等関係なく、(もつとも、「ハ」議員は、日本に関心のあることで知られており、同じカリフォルニアということ、「米」(こめ)の問題と結びつけられて考えられたとしても故なしとしないとの見方もある。) むしろ、カリフォルニア州第15区選出のマックフオール議員(JOHN. J. MCFALL, 民主党)が本件に強い関心を有している模様であることが判明した。(国務省日本部もマックフオールが中心人物なる旨指摘している)

今後とも、マックフオール議員を中心にカリフォルニア

外務省

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

極秘

電信写

米関係議員についての調査をすすめる所存なるも、これら議員は目下選挙に備えて選挙区に帰っており、ここ当分連絡のとりにくい事情にあることでもあり、とりあえず。

なお、当館の見るところハンナ議員は極めて親日的であり、今後ともわが国にとり有益な存在と思われるので念のため。

(了)

外務省

(回覧番号) 2424 外務省電信案 (分類)

機密表示 (機密・秘密の印)	符号表示	総第	16 176 号
極 秘	略 平	昭和	年 月 日 時 分 秒
無 期 限	第 1955 号	45.10.16	22 16
部の内		大至急・至急・普通・LTF	発電係

大 臣	主 管	主管局部課 (室) 名
政 務 次 官	アメリカ局長	北米米利
事 務 次 官	参事官 柳 洋 知	起 案 昭 和 45 年 10 月 16 日
外務審議官	北米才一課長	起 案 者 佐 藤 445
外務審議官		電 話 番 号
官 房 長		

協 議 先	北米才二課長
参事官	専門機関課長
国際貿易課長	政策課長
国際機関第一課長	

在 米 牛 場	大 使	臨時代理大使	あて 愛 知	大 臣 発
総領事	代 理			

在 沖 縄 高 瀬	大 使	臨時代理大使	あて
総領事	代 理		

件名 対沖縄米利平土米の供与計画

重電第3097号に付、10月20日在米米利平土米

1. 往電第1743号米側提案上つたのは、我内閣内
で検討の結果、(1) 71年度供与量5万5千トンを
は出来ぬ、(2) 復帰時までに契約の形式でテリタリ
を終了する必要があり、(3) 71年度終了

漢
写
済

復帰時までの 2

時までに、10%産業等の合理化計画の半分を達成
しておくことが必要であり、また米利平土米の供
与が1年度と決る旨説明し、米側提案を拒否する
と共に再度5万5千トンの供与を210万トンの米側の再検
討を求めた。

2. 追って米側大使館より、ワシントンより日米政府
の交渉提供と数量を出来れば削減せよとの
訓令を受けた。米側は、5万5千トンの
受諾は困難な旨回答した。

3. 21日米側は、9月30日付当地紙(朝日)に、対
沖縄米利平土米の4年度予算説明として、対沖縄供与に
は33億円5万トンを示し、旨報道した。これに
よって、日米側は5万5千トンを要求する理由
何となくは越した。

4. よって、対策等として米側の主張に十分に対応

7月27日
 5万トンの~~確保~~ ^{確保} 得たとの結論に達し、16日大河
 原参事官判在京米大使館エドモボ公使に文紙
 日平政府として5万トンの供与を~~ねごと~~ 致すべく
 決定は最終的を~~ねごと~~ あり、以上相渡り
 概算、右にて実施するので予^承 知たい旨通報
 した。
 右通報の際、同公使は71歴年に5万トンを
 必要とする理由復帰前に~~取付~~ せしめられ
 復帰後においても沖籠において必要資金が
 積立て~~し~~ ているに在り~~て~~ 知ら~~せ~~ たい旨、同参
 事官判、従来より説明している通り復帰時には
 沖籠至情の~~基盤~~ ^{基盤} を出~~来~~ 子~~に~~ 準備して~~おく~~ べきが
 あり、復帰前に~~資金~~ ^{資金} が~~必要~~ であり、復帰後の
 給~~り~~ には意味が~~な~~ こと等~~を~~ 果~~然~~ 説明して~~いた~~ こと。
 同公使は右日平側通報~~を~~ 通~~じ~~ て日平政府へ

-
-
-
-
-
-

積立

行~~進~~ ^進 行~~す~~ ことと~~し~~ たい旨述べた。
 5. 上記の次第の~~り~~、以上米側と交渉~~す~~ 米
 側はただ日平側供与量~~を~~ 削減を~~ねごと~~ だけ~~で~~ ぬ
 り、~~地方~~ 復帰の前年71年~~に~~ 5万ト
 ン~~の~~ 確保~~を~~ 必要~~と~~ する~~こと~~ ~~を~~ ~~示~~ した。
~~が~~ ~~あ~~ ~~り~~ ~~ま~~ ~~し~~ ~~た~~ ~~こと~~ ~~も~~ ~~5~~ ~~万~~ ~~ト~~ ~~ン~~ ~~の~~ ~~供~~ ~~与~~ ~~を~~ ~~年~~ ~~毎~~ ~~に~~ ~~5~~ ~~万~~ ~~ト~~ ~~ン~~ ~~に~~ ~~限~~ ~~り~~ ~~て~~ ~~行~~ ~~う~~ ~~こと~~ ~~を~~ ~~示~~ ~~し~~ ~~た~~。
~~責~~ ~~任~~ ~~を~~ ~~負~~ ~~う~~ ~~こと~~ ~~を~~ ~~示~~ ~~し~~ ~~た~~。右~~の~~ ~~旨~~ ~~を~~ ~~示~~ ~~し~~ ~~た~~。5万ト
 ン~~の~~ ~~供~~ ~~与~~ ~~に~~ ~~関~~ ~~し~~ ~~て~~ ~~日~~ ~~平~~ ~~側~~ ~~に~~ ~~申~~ ~~入~~ ~~り~~ ~~た~~ ~~こと~~ ~~を~~ ~~示~~ ~~し~~ ~~た~~。結果~~を~~
 意~~を~~ ~~注~~ ~~意~~ ~~す~~ ~~こと~~ ~~を~~ ~~示~~ ~~し~~ ~~た~~。
~~沖~~ ~~籠~~ ~~へ~~ ~~輸~~ ~~送~~ ~~す~~ ~~こと~~ ~~を~~ ~~示~~ ~~し~~ ~~た~~。
 貴地出~~張~~ ~~の~~ ~~際~~ ~~に~~ ~~日~~ ~~平~~ ~~側~~ ~~に~~ ~~申~~ ~~入~~ ~~り~~ ~~たい~~ ~~こと~~ ~~を~~ ~~示~~ ~~し~~ ~~た~~。
 右~~の~~ ~~旨~~ ~~を~~ ~~示~~ ~~し~~ ~~た~~。
 沖籠へ~~輸~~ ~~送~~ ~~す~~ ~~こと~~ ~~を~~ ~~示~~ ~~し~~ ~~た~~。 (B)

-
-
-
-
-
-

極秘

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 53097
70年10月25日17時15分 米 国 主 管
70年10月26日07時30分 本 省 着 米北1

外務大臣殿 牛場 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ向け本土米供与

第3186号 極秘

貸電米北/第1955号に關し

24日國務省エリクソン日本部長は、アメリカ局オオカワラ参事官に要旨次の通り述べた。

1971歴年については米側も不承不承ながら日本側の最終提案(5万トン)をのまざるを得ないとの考え方に傾いている。ただ問題なのは72年で、仮に72年夏ごろに施政権返かんが実現するとして、日本側が上半期に4万トンを出すこととなれば米側は事実上完全に輸出されることになり、この点、すなわち施政権返かん前に72歴年は米側の輸出がゼロとなる点については米側が遺憾を、一言に一致してもらつてい流があり、この点が最も願のいたるところである。

(7)

外務省

- 大政博外外儀官
- 務務典厨
- 臣官官審審長長
- 儀給大冠厚計
- 儀會友會管給
- 國資長
- 參調折企
- 領移移
- 參領旅移
- 參地中東
- 北北西
- 北北保
- 參一二
- 參西東洋
- 西東
- 參近ア
- 夜録録國
- 參國
- 參政二
- 國一理
- 參条協規
- 參政経科
- 車機導
- 參情内外
- 長

(回覧番号) 2691, 外務省電信案 (分類)

機密表示 極秘 無期限 部内号	符号表示 略 平 第 2110 号	総第 14 144 号 昭和 70 年 11 月 20 日 20 時 29 分	(※印内は電信課記入)
大至急 (至急) 普通・LTF		発電係 5	

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北1 立案 昭和45年11月14日 起案者 佐藤 電話番号 444
--	--------------------------------	---

協議先 1/22

総務参事官 5/20/22
国際貿易課長 7/22
国際機関第一課長 7/22
北米才二課長 7/22
専門機関課長 7/22

在 米 牛場 (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 みて 外務大臣 務

在 沖繩 高瀬 (大使) 臨時代理大使
総領事 代理 みて

件名 本土米の対沖繩供与

電 3186号に關し、

13日大河原アメリカ局長心得は米側から、

本件に關し在京米大工部公使と会議

した。要旨つぎのとおり。

1. 冒頭先方より、71年5万トンを貸与するとの

電信課長 五十持

字 濟

572

自筆各振調課長に送

絡心知子。

(7)

昭和四二七一改正

GB-1

には、72 年分において米側が何らかの share を得ることにつき日本側の保証をとつけることが必要なりとの訓令に接している^{ところ}が、~~72 年分の~~日本の供与量が 4 万トンとある場合、米側の share はどうなるか、カリフォルニアの米業者を説得するためには 72 年分において若干なり share が確保されたと説明せざるを得ず、さもなくば、米政府としては右業者の圧力と到底抗し切れるものではない旨述べ、~~71 年~~72 年分の供与量を 4 万 5 千トンとするには出来ないので強く述べた。

2. 当方が、71 年分の 5 万トンは、日本側には bare minimum であり、政治的コミットメントとしても右以下にすることは絶対不可能

である。よって^{大石}自分(当方)の個人的案として、72 年分については復帰日も不確定な現段階においては日米双方も白紙の案^とという^{提案}ことでは如何と反論したところ、先方は 71 年分についてのみ合意し、72 年分の米側の share が assume されていらない点で、右案では本国政府は了承^{は得られ}する旨述べた。30)さらに先方は、72 年分の日本側の供与量は maximum 4 万トンという^は如何と述べたので、当方は maximum とは如何なる意味かと clarification を求めたところ、先方は^{考え方の向違として}沖縄の需要量が 8 万トンとすれば、復帰時が 7 月以降となる場合、残余の量を米側が share できるという意味であり、up to といいかえても

よい旨説明は。右に對し先方より、
up to 40,000 tons by the time of
reversion であれば受諾し得ると考
える旨を^{述べ}明した。

(2) 先方は之を、復歸時が^{假に}3月、4月であれば、
米側の share がなくなることも認めざる
を得ないが、地方日本側も4万トノ全量を
供与し得ずとのことで、米側に^{止む}も
えないと考^える。假^しに7月1日が復歸時
となれば、若干なりとも輸出し得なく、このため
場合、日本側の供与が^{spacing をめつて}米側の供与が
可能となる様に orderly shipment により
実施されるのであれば、米側業者に對し
米側の share は確保されたと説明し
得るが、右に於いての日本政府の assurance

と得られるかと述べ~~た~~先方より右は
⁽³⁾ 那覇港の倉庫の capacity の問題にも
なるので、右に於いては対策等と協議し
得~~る~~、右提案に~~つ~~て(検討すること
としたい旨述べ、前述72年度分につ
いて~~は~~白紙とする案と~~も~~、右案につ
いて詰めることとしたい旨同意した。

4. なお、先方は、復歸前の契約量を4万
トノとし、実際の delivery が復歸後に
及ぶと案は受諾し得ないかと述べ
たので、もし右が可能ならば、日本政府
としては需要量の8万トノを供与したい
と考^えておられる旨述べ、delivery
が復歸時^後に及ぶことは法制上考^えら
れない旨及^て御^意においた。

- ノカ
- 大政事外外機官
- 事務次官
- 官官審審長長
- 備備人電厚計
- 備備文会常給
- 国資長
- 参調折企
- 領移長
- 参領旅移
- ア参地中東
- 長北東西
- 参北北保
- 中南部
- 参一
- 参西東洋
- 西東
- 近ア参参近ア
- 長総経国
- 参参統
- 参参技二
- 国一理
- 参参協
- 参参政課
- 長国
- 参参社専
- 参参道内外
- 長長
- 参参文長
- 一

注意
 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写
 総番号(TA) 63555
 70年12月23日18時45分 本 省 発 着 北
 70年12月24日09時47分 本 省 発 着 北
 外務大臣殿 牛込(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

オキナワ向本土米供与
 第38/4号 極秘 至急(ゆう先処理)
 貴電米北/第21/0号に関し
 21日オオカワラ局長がエリクソン日本部長及びマッケルロイ・オキナワ担当官とごん談した際「マ」担当官は当方の徴問に対し、71年5万トン、72年4万トンとの日本側最終提案につき未だ農務省等から何等の反応に接していない旨説明するとともに、農務省例としても72年の米側輸出分についての合意ができない限り、右日本側提案に正式に同意することはできない事情にあると、71年の5万トン自体については反対しないところまできていると思われるので、一応72年の日米双方のシェアは今後引き続き話し合うこととして、とりあえず71年の日本側輸出分5万トンのみにつき農務省等関係方面のもくたく(AO QUIBSONO)を取りつける方向でクリスマス休か明けに努力してみる旨述べた。
 (了)

外務省

外務省電信案 (分類)

機密表示(極秘・秘の朱印)	符号表示 (暗) 略 平	総第 16 130 号
第 89 号	昭和 年 月 日 時 分 発	JAN 16
大至急 至急 普通 LTF	発電係	14
主管 大 政務次官 神原 事務次官 外務審議官 外務審議官 客一房一長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課(室)名 米北
協議先	起案 昭和46年1月16日	起案者 電話番号 1407 2465
条約課長		
在米 牛込(大使) 臨時代理大使 総領事 代理 あて 外務大臣 発		
電報 在沖繩 高瀬(大使) 臨時代理大使 総領事 代理 あて		
件名 沖繩向本土米供与		
本年貴電カ3814号に自し、 12日在京米大須領アリ、本件につき、(1) 対策 に上り、1971曆年に於いて本土米の対沖繩輸出 は50,000トンを予定し、(2) 地方自治体との 9,000トンを予定し、(3) 11月2日あり、(0)		

写 済

135

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四十七)改正

GB-1

米側としては沖縄に於ける米の消費量の
 3. 米側は年約30,000ト程度の輸出の認め
 2. 米側は日本側の50,000トに合意せず
 (19日、協議委員間に互に譲歩の意思を
 示した。(46年度の日中政府復帰対策等検討中)
 2. 二れに対し、当方より(1)日本側の50,000
 トに上り、昨年12月ワシントンにて大河原
 参事官、エリソン、日本部長の^{冒頭} 駐米電合談、PM
 以来今日迄の間に農務省等関係者の
 黙諾がなされたものと了解し、また(2)
 米産米の対米輸出量は米側と琉球
 側との^{の割合} により決定する主問題と見
 (1) 11月には米側が30,000ト、
 12月には琉球側が17,000トと話し合
 った。

輸出の認められる限り協議委員間に
 互に譲歩の意思を示す米側の意向(12) 19日
 1. 難いと言った。
 3. 14日在京米大エドモト公使より大河原
 参事官に対し、(1)日本政府は沖縄に
 対する米のSPACINGに20ト米側に
 協力すると、(2)また日本政府は琉球に
 対し^{ORJ} 現在の在庫を取り崩し、その分
 だけ外国産米の輸入を許すとせよ。
 (在庫は10万ト) (19,000トと23,000トの間の)
 従来のPRACTICEを維持する事をURGE
 すると、その条件として日本本土米5万トの
 対沖供与に合意する、との趣旨のRECOMMEN-
 DATIONを本国に打電した。か、米側は
 右に異議を述べ、照会された。
 2. 二れに対し、大河原参事官より、上記3(1)の

SPACING に ついては 協定の趣意から、
 (ロ) の案に ついては、コシツクし、且し 日本政府
 の了解は 22 日 東京米大使館の案として
 本国の意向を確認する分には 別に 異議
 は ない 旨 回答 すると共に、対米庁と 協定の
 上、16 日 「エ」 に 対し、米側の 疏政に
 上記 2 (ロ) の趣意を 申し 入る 際、日本
 政府の 米側の 案を 受け 取り する こと は 差 支
 ない 旨 通報 した。

5. ついては 協定 締結 後 日 協定 の 趣意 に 照 して
 あり、本件が 当方 回答 の 趣意 に 照 して (案) に
 解決 した こと を 貴館 より 米 側 に 対し 側 面的
 に 伝 達 する こと が あり、結果 回電 あり。

沖 籠
 米に 転電 した。 (3)

ノカヒ

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられない。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

- 大政事外務省
- 事務次長 典房
- 臣官官審審長
- 機密人機厚計
- 機密文会管給
- 国資長 参調析企
- 機密長 参領旅移
- 参地中東 参北北保
- 参西東洋 参西東
- 参近ア 次総経国
- 参賀統 国
- 参政技二 国一理
- 参案協規
- 参政経科
- 参社専
- 参道内外
- 参一

電信写
 70/年 1 月 18 日 19 時 53 分 米 国 発 着
 70/年 1 月 19 日 09 時 53 分 本 省 着 米 1
 外務大臣 殿 中場 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理
 オキナワ向本土米供与
 第 121 号 極秘 至急 (ゆう先処理)
 貴電米北 / 第 89 号 に関し
 18 日 国務省 日本部 マッケルロイ オキナワ 担当官が サトウ
 に 述べ た と ころ 次 の と お り。
 1. 米側としては在京米大使館よりの請訓に基き来れき年
 のシェアの問題は今後の問題とすることとして、本れき年
 の日本側供与量を 5 万トンとすることに同意することとし
 た。
 2. 在京米国大使館よりは、(イ) オキナワ向船積みの SPACING
 を調整すること (ロ) リュウ政に在るに關する従来
 の PRACTICE を維持するよう求めることとの 2 点
 において日本側の協力を得られることとなつたので、ワ
 シントンより特に反対なき限り、19 日の協議委員会にお
 いて本件「米」資金の使途も含む日本側復帰対策費に同意
 するという趣旨の意見具申があつたところ、右につき農務
 省より特に積極的の反対もなかつたので、国務本省としては
 在京米大使館が前記意見具申通り動くことを認めることと
 した次第である。(丁)

極秘